# 7 韓 国

研究官 櫨 山 昇

# 目 次

## はじめに

- 第1 韓国の概況・刑事司法制度・犯罪情勢
  - 1 概況
  - 2 刑事司法制度の概要
  - 3 犯罪情勢
- 第2 位置情報確認制度の導入経過
  - 1 制度導入の背景
  - 2 立法経過
- 第3 位置情報確認制度の目的・対象犯罪
  - 1 目的
  - 2 対象犯罪
- 第4 電子監視の種類及び手続
  - 1 電子装置装着命令
  - 2 刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視
  - 3 電子監視手続の概要
- 第5 電子装置装着命令
  - 1 請求手続
  - 2 対象者の年齢
  - 3 要件
  - 4 装着期間
  - 5 保護観察の実施
  - 6 遵守事項の付加
  - 7 装着命令
  - 8 運用実績
  - 9 遡及適用の状況
  - 10 装着命令の執行等
- 第6 刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視
  - 1 仮釈放で保護観察となった者に対する電子監視

- 2 治療監護の仮終了等で保護観察となった者に対する電子監視
- 3 保護観察付執行猶予となった者に対する電子監視

## 第7 位置情報確認の方法

- 1 電子装置の技術方式
- 2 測位方式
- 3 電子装置による位置情報の確認方法及び実施体制
- 4 予算

## 第8 電子監視運用実績

- 第9 位置情報確認制度の評価
  - 1 導入による効果
  - 2 世論

# 第10 今後の展望

# 第11 その他の施策との関連

- 1 外出制限命令の音声認証による監督システム
- 2 治療監護
- 3 性犯罪者の身元情報に対する「インターネット閲覧」
- 4 DNA身元確認情報の利用及び保護に関する法律
- 5 性暴力犯罪者性衝動薬物治療
- 6 その他

#### おわりに

## 引用・参考文献

## はじめに

本稿では、大韓民国(以下「韓国」という。)における位置情報確認制度及び実務の概要を紹介することを目的としている。韓国においては、性犯罪の深刻化などから、2008年9月1日「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」が施行され、犯罪者の再犯防止及び再社会化を目的として、GPS等を用いた位置追跡型の位置情報確認制度が導入された。その後、2009年の同法一部改正により、対象犯罪に未成年者対象誘拐犯罪が追加され、法律の名称も「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」に改められた。さらに、2010年の同法一部改正では、対象犯罪に殺人犯罪が追加されたほか、形式的要件の緩和や装着期間の延長、遡及適用等の改正がなされた。このように、制度の発足後、毎年法改正が行われ、対象範囲の拡大等がなされている状況にある。さらに、韓国においては、近年、位置情報確認制度の導入のみならず、性暴力犯罪を始めとした犯罪防止のために様々な施策が講じられており、位置情報確認制度もこれら施策の一環として位置付けられるものである。

本稿では、初めに、韓国における刑事司法制度や犯罪情勢の概要を見た後、位置情報確認制度の導入経過、制度の概要、法改正に伴う内容の変遷等を概観し、位置情報確認システムを用いた実務の運用について紹介するとともに、性暴力犯罪等に対する各種施策との関連について報告する。

なお、本稿の内容は、主として、筆者が韓国を訪問した2010年12月時点のものであること、 また、本稿中、意見にわたる部分は、筆者の私見であることをお断りしておく。

#### 第1 韓国の概況・刑事司法制度・犯罪情勢

## 1 概況

韓国は、朝鮮半島の南半分を占めており、面積は、約10万33平方キロメートル(朝鮮半島全体の約45%)と、日本の約4分の1の広さである。人口は、2010年現在、約4,887万人と、日本の3分の1強であり、そのほぼ半数が首都ソウル及びその周辺に集中している。民族は漢民族、言語は韓国語、宗教は仏教約25%、プロテスタント約20%、カトリック約7%である。政体は民主共和国であり、大韓民国憲法の下、三権分立制を採り、議会は一院制である。

#### 2 刑事司法制度の概要

韓国の刑事手続においては、捜査はすべて検事が主宰し(司法警察職員は検事の指揮命令の下に捜査を行う。)、公訴権を検事が独占し、起訴便宜主義を採用しており、日本の裁判所に当たる法院が、被告人の有罪・無罪を決定し、被告人が有罪と認められる場合には、死

<sup>1</sup> 外務省ホームページ (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/) による。

<sup>2</sup> 吉垣実 (2008)「韓国の司法制度について」,大阪経大論集第59巻第4号61頁以下,李銀模 (2009) 「捜査手続に関する韓国の改正刑事訴訟法の争点及び課題-日本の刑事訴訟法との比較を中心に一」,関西大学法務研究科講演会64頁

刑,懲役,禁錮,資格喪失,資格停止,罰金,拘留,科料,没収の刑を科す。日本の最高裁判所に当たる機関は大法院と呼ばれ,その下には同じく高等裁判所に当たる高等法院が五つの主要都市に置かれ、さらに、同じく地方裁判所に当たる地方法院が全国に置かれており、事件は最初に地方法院で扱われ、日本と同様に三審制が採られている。韓国の刑事手続は、近代の歴史的経緯から日本の刑法、刑事訴訟法等を母体にしているため、日本と類似した制度となっているが、違憲審査等を行う機関として、憲法裁判所が設置されているなど、相違するところも見られる。

また、韓国では、近年、司法制度改革推進委員会による刑事司法改革が行われ、2008年1月1日から新しい刑事訴訟法が施行されている。これは、質量ともに大きな改正であり、具体的には、違法な捜査手続の排除と被疑者・被告人の防御権強化のため捜査過程の記録制度や取調べの録画制度の採用、公判中心主義の実現のため公判準備手続の強化等がなされた。また、同日から「国民の刑事裁判参与に関する法律」が施行され、国民参与型裁判が試験的に開始されている。

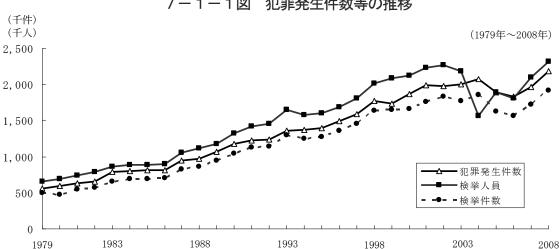
なお、韓国においては、2008年に13歳未満の児童に対する性犯罪についての法定刑が引き上げられたほか、2010年には有期刑の期間が従来の1月以上15年以下(加重の場合は25年以下)から1月以上30年以下(加重の場合は50年以下)に改められるなど、厳罰化の傾向が進んでいる。

## 3 犯罪情勢

## (1)犯罪発生件数等<sup>3</sup>

次頁の**7-1-1図**は,韓国における犯罪発生件数,検挙人員,検挙件数の推移(過去30年間)を見たものである。

<sup>3</sup> 韓国の数値は、Legal Research & Training Institute Ministry of Justice Republic of Korea (2009) The White Paper on Crimeに、日本の数値は、法務総合研究所(2010)「平成22年版犯罪白書」による。

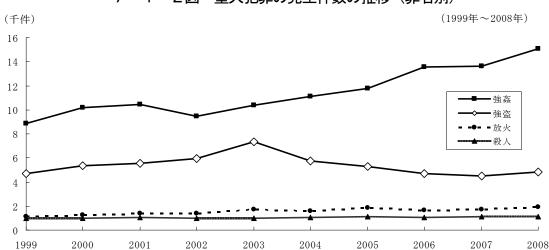


## 7-1-1図 犯罪発生件数等の推移

注 Legal Research & Training Institute Ministry of Justice Republic of Korea (2009) The White Paper on Crimeによる。

2008年における犯罪発生件数は218万9,452件,検挙件数は191万4,469件,検挙人員は232 万2,882人であり、それぞれ前年から11.4%、11.3%、10.6%増加した。過去30年間では、と もに4倍近い大幅な増加となる。人口10万人当たりの犯罪発生率は4419.5であり、過去30年 間で約3倍となっている。検挙率は、87.4%であり、過去30年間、85%と90%の間でおおむ ね安定して推移している4。

次に、韓国における重大犯罪の発生件数の推移(過去10年間)を主要罪名別にみると、7 -1-2図のとおりである。



7-1-2図 重大犯罪の発生件数の推移(罪名別)

2 強姦は、「性暴力犯罪の処罰に関する特例法」に規定するものを含む。

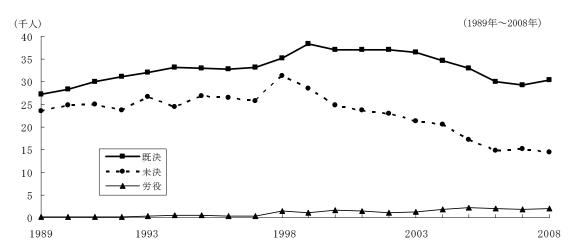
注 1 Legal Research & Training Institute Ministry of Justice Republic of Korea (2009) The White Paper on Crimeによる。

<sup>4</sup> これを我が国と比較すると、韓国の犯罪発生件数は、我が国における2009年の刑法犯認知件数239万9,702件に近い数値と なっており、人口10万人当たりの犯罪発生率は、我が国の2.3倍となっている。一方、韓国の検挙件数及び検挙率は、我が国 における2009年の検挙件数124万1,357件、検挙率51.7%を大きく上回っている。

2008年における強姦(「性暴力犯罪の処罰に関する特例法」に規定するものを含む。), 強盗,放火,殺人の発生件数は,それぞれ15,094件(前年比1,460件増),4,827件(同357件増),1,946件(同252件増),1,120件(同4件減)であった。このうち,強姦は,過去10年で約1.7倍と大幅に増加している5。

## (2) 刑事施設の収容動向

7-1-3図は、韓国における刑事施設の一日平均収容人員の推移(過去20年間)を見た ものである。



7-1-3図 刑事施設一日平均収容人員の推移

注 Legal Research & Training Institute Ministry of Justice Republic of Korea (2009) The White Paper on Crimeによる。

2008年における刑事施設の一日平均収容人員は、4万6,684人(内訳は既決3万280人、未決1万4,368人、労役場留置2,036人)であり、収容人員の人口比(人口10万人当たりの刑事施設収容人員)は96である。一日平均収容人員は、1999年の6万8,087人をピークに、おおむね減少傾向にあったが、ここ数年は横ばいで推移している。

## (3) 更生保護

# ア 保護観察

韓国における2008年の保護観察実施人員は、次頁の7-1-4表のとおりである。

<sup>5</sup> これを我が国における2009年の強姦、強制わいせつ、強盗、放火、殺人の認知件数(それぞれ1,402件、6,688件、4,512件、1,306件、1,094件)に照らして見ると、統計の計上方法等が異なるため単純には比較できないものの、強盗、放火、殺人では両国でおおむね近い数値となっているが、強姦では韓国が我が国の約10.8倍(我が国の強姦と強制わいせつを合わせた数値と比較しても約1.9倍)となっている。

<sup>6</sup> これを我が国における2009年の年末収容人員 7万5,250人,人口比59と比べると,韓国は,人員では下回っているものの,人口比ではかなり高くなっている。

# 7-1-4表 保護観察実施人員

(2008年)

区分	合 計	執行猶予者	少年法上 保護観察	刑務所からの 仮釈放者	少年院からの 仮退院者	仮終了・ 仮出所者	その他
開始人員	184, 813	96, 956	46, 187	7, 177	1, 250	1, 220	32, 023
終了人員	128, 641	65, 182	29, 626	5, 590	766	550	26, 927
年末現在人員	56, 172	31, 774	16, 561	1, 587	484	670	5, 096

(単位: 人)

- 注 1 Legal Research & Training Institute Ministry of Justice Republic of Korea (2009) The White Paper on Crime による。
  - 2 「仮終了者」は治療監護処分が仮終了となった者を、「仮出所者」は保護監護処分が仮出所となった者をいう。なお、治療監護については第11の2(1)を参照。

保護観察開始人員は,2000年に14万人を超え,2006年には15万人を超えるなど,漸増傾向にあったが,最近では,2007年に16万5,818人,2008年に18万4,813人とかなりの増加傾向にある<sup>8</sup>。

#### イ 仮釈放

韓国における2008年の仮釈放の人員は8,389人であり、申請に対する許可率は87.9%となっている。許可率の推移をみると、1999年の82.3%から2005年には92.0%と上昇傾向にあったが、最近では若干低下している。

仮釈放者の刑の執行率について、区分ごとに人員及び構成比を見ると、「70%未満」が6人(0.1%)、「70%以上80%未満」が383人(4.6%)、「80%以上90%未満」が3,780人(45.0%)、「90%以上」が4,220人(50.3%)であり、近年、執行率は上昇傾向にある。

なお、仮釈放率は、32.3%とかなり低い。

#### 第2 位置情報確認制度の導入経過10

#### 1 制度導入の背景

韓国の位置情報確認制度は、当初、刑務所の過剰収容の緩和と拘禁予算の節減のための試みとして提案され、1990年代終わりごろから本格的に検討された結果、2003年、外出制限命令の音声認証による監督システム(第11の1参照)が導入された。このような動きの中、犯罪の増加や犯罪被害者と地域社会保護の必要性等について社会問題化し、特に、性暴力被害

<sup>7</sup> 保護監護処分は、「社会保護法」に基づく保護処分の一つであり、再犯の危険性のある常習犯や集団犯を対象とし、対象者を保護監護所に収容して、社会復帰に必要な職業訓練等を行わせるものである。検察官の請求に基づき、社会の安全確保と本人の社会復帰を目的として、裁判所が言い渡す処分であって、保安処分の性格を有する。しかし、大半が刑罰と併科されていたため、二重処罰に近く、人権侵害であるとの主張が強まり、2005年に「社会保護法」が廃止され、保護監護処分も廃止されたが、現在も収容されている者が残存している。

<sup>8</sup> 韓国では、我が国にはない制度である社会奉仕命令や受講命令に保護観察が付加される場合があるため、単純に比較はできないが、我が国における2009年の保護観察開始人員18,525人と比べて、かなり多くなっている。

<sup>9</sup> 我が国の2009年における仮釈放率49.2%よりも低くなっている。

<sup>10</sup> 法務部犯罪予防政策局の資料及び安成訓(2009)「韓国刑事司法における性犯罪者電子監視制度(その1)」,法学研究 論集第30号13頁以下

の深刻化や常習性のある性犯罪者の増加傾向に対して、国民の間で厳罰処分を求める声や、 特別な刑事政策が必要であるとの機運が高まっていった。

## 2 立法経過

## (1) 概要

位置情報確認制度を導入するに当たっての立法経過の概要について、時系列で列挙すると、7-2-1表のとおりである。

	/一2一   衣   位直]     按唯認前及   立法性地の人物安
時 期	経 過 概 要
2005年7月	ハンナラ党が,議員立法として「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律案」を提出。その後,2006年3月に公聴会が開かれたが,人権侵害になるとの否定的意見が支配的であり,継続審議
2007年4月27日	「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」(法律第8394号) (以下「2007年法」という。)公布(2008年10月28日施行予定) (目的に再社会化を追加)
2008年6月13日	「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」一部改正法(法律第9112号)(以下「2008年法」という。)公布 (施行日前倒し,装着期間延長(5年→10年),特別遵守事項の付加・同違反に罰 則等)
2008年9月1日	「2008年法」施行
2009年5月8日	「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」一部改正法(法律第9654号)(以下「2009年法」という。)公布 (法律の名称を変更,対象年齢の拡大(19歳未満も対象に),対象犯罪に未成年者対象誘拐犯罪を追加等)
2009年8月9日	「2009年法」施行
2010年4月15日	「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律」一部改正法 (法律第10257号) (以下「2010年法」又は「法」という。)公布 (対象犯罪に殺人犯罪を追加,形式的要件の緩和,装着期間の大幅な延長 (10年→30年),遵守事項の拡大,保護観察の義務化,遡及適用等)
2010年7月16日	「2010年法」施行(一部同4月15日施行)

7-2-1表 位置情報確認制度 立法経過の概要

# (2) 立法の経緯・理由

## ア 2007年4月27日 2007年法公布

2005年7月、ハンナラ党の議員等95人が「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律案」を提出した。2006年3月、同法案を含めた性暴力関連法案に対する公聴会が開催された。当時、国民の間では、性暴力犯罪を予防するための制度を導入すべきとの世論が圧倒的に強く、刑事法学者等の関連分野の専門家も立法趣旨に同意していた。しかし、一部の市民団体では、性暴力犯罪者に対する人権侵害であり、大韓民国憲法第37条2項に定められた過剰処罰禁止原則に違反するとして導入に反対していた。結局、人権侵害になるとして否定的意見が支配的となり、継続審議となった。

ところが、2006年2月、小学生強姦殺人事件"が発生し、子供を対象とした性暴力犯罪が社会問題となる中で、位置情報確認制度導入の世論が盛り上がり、同年4月には、国会議員から「保護観察等に関する法律一部改正法律案」が発議され、効果的な保護観察の一環として、位置情報確認制度の導入が提案された。そこで、国会において、位置情報確認制度について再び議論が開始され、「特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律案」は、一部内容の修正がなされた後、2007年4月2日、国会本会議において、在籍250人中、217人の賛成で可決成立し、同月27日、公布された。

## イ 2008年9月1日 2008年法施行

2007年法の附則第1条では、公布後1年6月が経過した日から施行すると規定されていたが、2007年12月、いわゆるヘジン・イェスル事件<sup>12</sup>が発生し、さらに、2008年3月、小学生の拉致未遂事件<sup>13</sup>が発生した。このような性犯罪の前科等のある者の同種犯罪が続いて起きたため、国民の間で不安感が広がり、対策を要求する声が高まっていった。

これに対して、2008年4月24日、2007年法の改正案が発議された。改正案の主な内容としては、電子装置の装着期間を最長5年から10年に延長し、特別遵守事項を付加できるようにするとともに、その違反に対する罰則を設け、当初2008年10月28日施行予定であった法律の施行日を同年9月1日に前倒しするものであった。同改正案は、2008年5月22日、国会本会議において、在籍183人の全員が賛成して可決され、同年6月13日公布、同年9月1日に施行された。

## ウ 2009年8月9日 2009年法施行

当時、幼児を対象とした凶悪犯罪に対する対策が必要だという機運が高まっていたが、特に、幼児誘拐犯罪は殺人、性暴力等の凶悪犯罪につながる可能性が大きく、再犯の危険性も高いという観点から、予防的措置を講じる必要性があるとして、2008年8月1日「未成年者対象誘拐犯罪に対する位置追跡電子装置装着に関する法律案」が発議された。

同法案は、国会法制司法委員会を経て、法律案審査委員会の審査を受けたが、その過程で、 内容の類似性、施行上の混乱の防止等のため、2008年法と統合した委員会案が提出された。 その結果、法律名が「特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着等に関する法律」に改められ、2009年4月17日、国会本会議において、在籍207人中、204人の賛成で可決され、同年5月8日公布、同年8月9日に施行された。

## エ 2010年7月16日 2010年法施行

2009年2月,治療監護の仮終了者が出所の15か月後に再び殺人を犯した事件の発生を契機に、再犯の危険性が高い凶悪犯罪者に対する管理の強化を図るとして、2009年12月29日、電子装置の装着期間を延長し、対象犯罪に殺人・強盗・放火を追加し、被装着者に保護観察を義務付けるなどの追加策を盛り込んだ政府立法案が提出された。

11 ソウル市に住む小学4年の女児が、性的暴行に抵抗したため殺害され、遺体を燃やされた状態で発見された事件。犯人は、性犯罪などで前科9犯の者であった。

12 11歳と9歳の児童を自分の家に誘い込んで性暴力後に殺害し、死体を近くの山に遺棄した小学生性暴力殺人事件。犯人は、処罰は受けていなかったものの、過去3回にわたり性犯罪を犯していた。

13 10歳の児童がマンションのエレベータで暴行を受け拉致されそうになった事件。犯人は、性暴力犯罪の前科があり、刑務所を出所後2年目に犯したものであった。

ところが、同法案が国会法制司法委員会にあった2010年2月、いわゆるキム・キルテ事件<sup>4</sup>が発生し、社会に大きな衝撃を与え、このような性暴力犯罪者から社会を保護しなければならないという国民的世論が高まった。

そこで、議員立法2件が追加発議され、これらを統合して検討された結果、改正案では、性暴力犯罪を犯したが現行法の適用対象とならない者に対しても、一定の範囲で遡及適用できることとし、対象犯罪に殺人犯罪を追加し(政府立法案にあった強盗及び放火は見送られた。)、装着命令請求の要件を大幅に緩和し、装着期間を大幅に延長した。そして、同改正案は、法制司法委員会案として提案され採択された後、2010年3月31日の国会本会議において、在籍237人中、192人の賛成で通過し、同年4月15日公布、同年7月16日から施行され、現在に至っている。

## 第3 位置情報確認制度の目的・対象犯罪

#### 1 目的

韓国の位置情報確認制度の目的は、位置情報確認システム、すなわち、GPS等により移動経路を24時間追跡して位置を確認できる電子装置を特定犯罪者の身体に装着させるという付加的な措置を執り、その位置情報を活用、管理するシステムを用いることによって、特定犯罪者の「再犯防止」と「性格の矯正を通じた再社会化」を図り、もって犯罪から国民を保護することである(法1条<sup>15</sup>)。

2005年の当初法案では、再犯防止のみが目的とされていたが、2007年法で再社会化が目的として追加され、2008年法では、特定治療プログラムの履修、特別遵守事項の付加など、処遇制度としての性格がより強化された。

同制度を所管しているのは、法務部犯罪予防政策局保護法制課(日本の法務省保護局に相当)である。法務部によると、当初は電子監視(Electronic Monitoring)という用語が使用されたが、現在では、保護観察官の処遇的側面を反映した電子監督(Electronic Supervision)という用語を使用するのが適切であるとしているが、本稿においては、以下、本制度を「電子監視」と呼ぶこととする。

なお、法3条において、国は、この法律の執行過程で国民の人権が不当に侵害されないように注意しなければならないとされている。

#### 2 対象犯罪

対象犯罪は、性暴力犯罪、未成年者対象誘拐犯罪及び殺人犯罪である。

<sup>14</sup> 釜山で女子中学生が拉致されて性暴力を受けた後に殺害され、死体は水タンクに遺棄されたという性暴力殺人事件。犯人は1997年に強姦未遂罪で3年間服役し、2001年には女性を監禁した後に強姦した罪で8年間服役し、2009年6月に刑務所を出所後8か月目に同種の本件犯罪を犯したものであり、2008年法施行以前に判決が確定していたため、同法の適用対象にはなっていなかった。

<sup>15</sup> 以下,各条文は,太田達也 (2009) 「韓国の性犯罪者電子監視法 (翻訳)」,法学研究第82巻第4号,太田達也 (2010) 「韓国の新しい犯罪者電子監視法 (翻訳)」,法学研究第83巻第6号及び韓国法令検索サイト(http://www.law.go.kr/)による。

2008年法では、対象犯罪は、性暴力犯罪のみであったところ、2009年法で未成年者対象誘拐犯罪が、2010年法で殺人犯罪が追加された。

なお、対象犯罪は、次のとおり限定列挙されており、全ての性犯罪等を対象とするものではない。

# (1) 「性暴力犯罪」

「性暴力犯罪」とは、次表の各犯罪をいう(法2条1項)。

- ・「刑法」第2編第32章の強姦とわいせつの罪中,第297条(強姦),第298条(強制わいせつ),第299条(準強姦,準強制わいせつ),第300条(未遂犯),第301条(強姦等傷害・致傷),第301条の2(強姦等殺人・致死),第302条(未成年者等に対する姦淫),第303条(業務上威力等による姦淫),第305条(未成年者に対する姦淫・わいせつ)
- ・「刑法」第2編第38章の窃盗と強盗の罪中,第339条(強盗強姦),第340条(海上強盗)第3項(婦女を強姦した罪だけをいう。)の罪
- ・「性暴力犯罪の処罰に関する特例法」中,第3条(特殊強盗強姦等),第4条(特殊強姦等),第5条(親族関係者による強姦等),第6条(障害者への強姦等),第7条(13歳未満の未成年者に対する強姦・強制わいせつ等),第8条(特殊強姦等傷害・致傷),第9条(特殊強姦等殺人・致死),第10条(業務上威力等によるわいせつ)までの罪及び第14条(未遂罪)の罪(第3条から第9条の未遂犯だけをいう。)
- ・「児童・青少年の性保護に関する法律」中、第7条(青少年に対する強姦、強制わいせつ等)の罪
- ・以上の罪として、他の法律により加重処罰される罪

## (2) 「未成年者対象誘拐犯罪」

「未成年者対象誘拐犯罪」とは、次表の各犯罪をいう(法2条2項)。

- ・未成年者に対する「刑法」の罪中,第287条(未成年者の略取,誘拐),第288条(営利等のための略取,誘拐,売買等),第289条(国外移送のための略取,誘拐,売買等),第290条(予備,陰謀),第291条(結婚のための略取,誘拐),第292条(略取,誘拐,売買された者の授受又は隠匿),第293条(常習犯),第294条(未遂犯),第324条の2(人質強要),第336条(人質強盗)の罪
- ・未成年者に対する「特定犯罪加重処罰等に関する法律」の罪中,第5条の2(略取,誘拐罪の加重処罰)の罪
- ・以上の罪として、他の法律により加重処罰される罪

## (3)「殺人犯罪」

「殺人犯罪」とは、次表の各犯罪をいう(法2条3項)。

- ・「刑法」第2編第1章の内乱の罪中、第88条(内乱目的の殺人)
- ・「刑法」第2編第24章の殺人の罪中,第250条(殺人,尊属殺害),第251条(嬰児殺害),第252条(嘱託,承諾による殺人等),第253条(偽計等による嘱託殺人等),第254条(未遂犯),第255条(予備,陰謀)
- ・「刑法」第2編第32章の強姦とわいせつの罪中、第301条の2(強姦等殺人・致死)前段
- ・「刑法」第2編第37章の権利行使を妨害する罪中, 第324条の4 (人質殺害・致死)前段
- ・「刑法」第2編第38章の窃盗と強盗の罪中,第338条(強盗殺人・致死)前段及び第340条 (海上強盗)第3項(人を殺害する罪だけをいう。)の罪
- ・「性暴力犯罪の処罰に関する特例法」の罪中,第9条(強姦等殺人・致死)第1項の罪及 び第14条(未遂罪)の罪(第9条第1項の未遂犯だけをいう。)
- ・「特定犯罪加重処罰等に関する法律」の罪中,第5条の2(略取,誘拐罪の加重処罰)第 2項第2号の罪及び同条第6項の罪(同条第2項第2号の未遂犯だけをいう。)
- ・以上の罪として、他の法律により加重処罰される罪

# 第4 電子監視の種類及び手続 6

電子監視には、次のとおり、大きく分けて法的性格の異なる2種類のものがある。

#### 1 電子装置装着命令

検事の請求により裁判所が宣告する電子装置装着命令であり、「保安処分」としての性格 を有する電子監視である(法9条)。

#### 2 刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視

特定犯罪を犯した者のうち、上記1の電子装置装着命令を宣告されなかった者に対して、 遵守事項の履行確認のために行う電子監視である。「刑罰の執行等における付随的な措置」 としての性格を有する。

この電子監視には、①仮釈放で保護観察となった者に対する電子監視(法22条)、②治療 監護の仮終了等で保護観察となった者に対する電子監視(法23条)、③保護観察付執行猶予 となった者に対する電子監視(法28条)の3種類があるが、詳細は後述する。

#### 3 電子監視手続の概要

電子監視全体の手続の流れを図で表すと、次頁の7-4-1図のとおりである17。

<sup>16</sup> 太田達也 (2009) 「性犯罪者の釈放と電子監視―韓国における電子監視制度の分析を中心として―」, 慶応義塾大学法学研究第82巻第1号223頁

<sup>17</sup> 法務部犯罪予防政策局の資料による。

## 7-4-1図 電子監視手続の概要

#### 【電子装置装着命令】 【刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視】 懲役刑の宣告等 仮釈放, 仮終了等 執行猶予 請求前調査 判決前調査 (保護観察所) 装着命令の決定 (保護観察所) 【請求 (仮釈放審査委員会) ・判決 装着命令請求(検事) (治療監護審議委員会) ·決定段階 装着命令宣告(裁判所) 装着命令宣告(裁判所)

判決文(決定文)受領

【懲役刑(実刑)等,執行猶予】裁判所が判決確定日から3日以内に被装着命令者の住居地 を管轄する保護観察所の長に判決文を送付

【仮釈放、仮終了等】審査委員会等が被装着命令者の住居地を管轄する保護観察所の長に決 定文や必要事項を直ちに通知



・釈放5日前通報(収容施設等が被装着命令者の住居地の管轄保護観察所の長に通報)

・位置追跡確認システム(U-Guard)に入力(開始前に管理)

・執行計画の策定: 釈放日時, 装着命令の執行場所, 共助等執行時必要措置の事前協議

位置追跡電子装置の開通準備等

【懲役刑終了、仮釈放、仮終了等】・釈放直前に電子ブレスレット装着、携帯用追跡装置の交付

・釈放後遅滞なく在宅監督装置の設置

【執行猶予】・確定後10日以内に電子ブレスレット装着、携帯用追跡装置の交付

・遅滞なく在宅監督装置の設置

・位置追跡確認システムによる行動追跡

処遇計画策定、保護観察官が面談して指導 特別遵守事項その他義務的事項の監督 保護観察の監督指針による指導・監督

・処罰(遵守事項違反,装置分離等の場合)

- ・仮解除の申請(保護観察所長又は被装着者) の法定代理人の申請、保護観察審査委員会の 決定) 3か月ごとに申請可能
- ・仮解除の取消し(再犯の危険による)

終 了等

【執行監督中】

開

始前段階

執行開始

執行終了:装着期間の経過、ともに宣告され た刑の赦免など

・執行停止:他の罪を犯し、拘禁令状の執 行を受けて拘禁されたときなど

# 第5 電子装置装着命令

韓国における主たる電子監視は、この電子装置装着命令(以下「装着命令」という。)である。保安処分としての性格を有する。

# 1 請求手続

## (1)管轄

装着命令請求事件の管轄は、同請求事件と同時に審理する特定犯罪事件の管轄に従う(法 7条)とされ、装着命令請求事件の第一審は、地方法院合議部の管轄とされている(同条2 項)。

## (2)請求権者

装着命令の請求権者は、検事である(法5条)。

請求期間は、特定犯罪事件の控訴審弁論終結時までとされている(同条4項)。2008年法では請求期限が公訴提起から第一審判決宣告時までであったところ、2010年法でこのように拡大されたものである。

検事は、請求に当たって、請求の原因になる事実等を明らかにする(法8条1項)ほか、 実務上、装着期間及び付加すべき遵守事項についての意見も提示しており、裁判所は検事の 意見を踏まえて決定しているとのことである<sup>18</sup>。

一方,裁判所は、公訴が提起された特定犯罪事件を審理した結果、装着命令を宣告する必要があると認めるときには、検事に装着命令の請求を要求することができる(法5条5項)。

#### (3)被疑者の調査

#### ア調査の要請

検事は、上記(2)の装着命令を請求するために必要と認めるときは、被疑者の住居地又は所属検察庁の所在地を管轄する保護観察所の長に、犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性等、被疑者に関して必要な事項の調査を要請することができる(法6条)。また、検事は、装着命令を請求する場合において、必要な場合には、被疑者に対する精神鑑定その他専門家の診断等の結果を参考にしなければならないとされている(同条4項)。

実際の運用に当たっては、検事は、対象者が形式的要件に該当する場合には、できるだけ 装着命令を請求するよう検討するとしており、また、保護観察所長への調査要請は、再犯可 能性の予測を専門家に任せるという趣旨から、できるだけ行うことにしているが、前歴等か ら再犯の危険性が明らかに認められる場合は、調査依頼をせずに請求する場合もあるという。 また、保護観察所への調査依頼に当たっては、捜査に支障を来たさない範囲で、対象者に関す る警察での供述調書、犯罪経歴照会回答書、検事が対象者に面談した結果報告書の写し等の 書類を参考送付しているとのことである<sup>19</sup>。

<sup>18</sup> ソウル中央地方検察庁での聞き取り及び資料による。

<sup>19</sup> ソウル中央地方検察庁での聞き取り及び資料による。

## イ 保護観察所長の調査20

調査の要請を受けた保護観察所の長は、調査する保護観察官を指名し(法6条2項),指名された保護観察官は、検事の指揮を受け、遅滞なく必要な事項を調査した後、検事に調査報告書を提出しなければならない(同条3項)。

主要な保護観察所においては、有資格の臨床心理士や認定研修プログラムに合格した職員を含む専門調査チームを構成しており、幅広く有用なツールを用い、高い技能を持った職員による調査を行うことを目指しているとのことである。

再犯予測の調査方法は、科学的尺度を用いたテストの点数と、保護観察官の書面審査及び 保護観察官が実際に対象者に面談した調査の結果を総合的に判断するほか、これまでの前歴 も重視して行っている。なお、実際には、テストの点数と書面審査・面談等による評価につ いては、必ずしも一致しないこともあるが、そのような場合には、総合的な見地から判断し ている。

未成年者対象誘拐犯罪及び殺人犯罪の再犯予測については、現時点では、既存の国際的に認められた評価ツールであるMMPI(ミネソタ多面的人格目録)やPCL-R(サイコパシーチェックリスト改訂版)などのテストを実施しているが、当局としても、より精度の高いテストが必要であるとの認識を有しており、今後より正確な再犯予測が可能なテストを開発していく段階にあるとのことである。

なお、性犯罪者に対しては、韓国版性犯罪者リスクアセスメント尺度(KSORAS)を使用することが義務付けられている。これは、2007年から2008年にかけて開発されたものであり、15項目で構成され、再犯可能性が点数化されており、スコアは、高:13~29点、中:7~12点、低:1~6点とされ、スコア高(13点以上)がハイリスク者とみなされる。スコア中以上は装着命令を請求する方向で検討するとしている。

KSORAS評点表の内容は、次頁の7-5-1表のとおりである。

-

<sup>20</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取り及び資料による。

7-5-	1 表	KSORAS評点表の内容	忈
/ 0	1 48		~

項目	リスク	'要因	コード : 点数								
1	被検査者の年齢			沫満:3点 沫満:1点		妹満:2点 0点					
2	婚姻関係			:し:1点							
3	初めての警察立	牛年齢		3点 13歳 沬満:1点							
4	本犯罪の類型			罪:3点							
5	以前の性犯罪回	数	5回以上: 5点 4回: 4点 3回: 3点 2回: 2点 1回: 1点 0回: 0点								
6	暴力犯罪の回数		3回以上: 2点 1~2回: 1点 該当事項なし: 0点								
7	施設収容期間合	<b>†</b>	5年以上: 2年未満:	2点 2年 0点	以上5年未満	<b>肯</b> :1点					
8	本犯行の被害者の	の年齢等	障がい者又は13歳未満:3点 13歳~18歳未満:1点 18歳以上:0点								
9	本犯行の被害者	との関係	全く面識なし: 1 点 親族: 1 点 親族ではないが知り合い: 0 点								
10	本犯行の被害者の	の性別	男性:1点	女性:0	点						
11	本犯行の被害者の	の数	2人以上:	1点 2人	未満:0点						
12	本犯行の犯罪者 年齢差	fと被害者との	1 1	著しい差 : 1 差なし : 0点							
13	本犯行の顕著な	暴力使用	該当事項を	り:1点	該当事項なし	√: 0点					
14	収容期間中の問題	題行動	該当事項あり:1点 該当事項なし:0点								
15	本犯行に対する	責任受容	責任回避:1点 責任受容:0点								
	·	性犯罪	『再犯のリス	ク水準							
J.	リスクの水準	低	低中間高								
<u></u>	計点数分布	$0\sim$	3	7~	-12	13~29					

## 2 対象者の年齢

満19歳未満の者(青少年21)に対しても装着命令を宣告することができる。ただし、その場合は、満19歳に達してから執行することとなる(法4条)。

なお、2008年法では、満19歳未満の者に対して装着命令を宣告することはできないとされていたが、2009年法による改正で、上記のとおり対象年齢が拡大された。その理由は、性犯罪者の低年齢化が進んでいることに対応するためとのことである<sup>22</sup>。

# 3 要件

装着命令の請求には、次のとおり、形式的要件と実質的要件がある。検事は、形式的要件 を満たす者のうち、実質的要件があると認める者に対し、裁判所に装着命令の請求をするこ とができる。

# (1) 形式的要件

# ア 性暴力犯罪

<sup>21</sup> 韓国では、青少年保護法等において、「青少年」は満19歳未満と定義されている。なお、この度、民法一部改正法律案が可決され、2013年7月1日から、成人年齢が満20歳から満19歳に引き下げられることとなった。

<sup>22</sup> ソウル中央地方検察庁での聞き取りによる。

## (ア) 要件

次の各号の要件のうち、いずれかに該当する場合である(法5条1項)。

- ① 性暴力犯罪により懲役刑の実刑を宣告された者が、その執行を終了した後又は執行が免除された後、10年以内に性暴力犯罪を行ったとき
- ② 性暴力犯罪でこの法による電子装置を装着された前歴がある者が、再び性暴力犯罪を行ったとき
- ③ 性暴力犯罪を2回以上犯し(有罪の確定判決を受けた場合を含む。), その習癖が認められるとき
- ④ 16歳未満の者に対して性暴力犯罪を行ったとき なお、本号に該当する場合は、前科は必要ないことになる。

## (イ) 改正経過・理由

1号については、2008年法では、「性暴力犯罪で2回以上懲役実刑宣告(その刑期の合計が3年以上)された者が、執行終了又は免除後5年以内に性暴力犯罪を犯したとき」とされていたところ、2010年法で単に実刑を宣告された者であれば足りるとされ、期間も5年以内から10年以内へと拡大された。

3号については、2008年法では、「性暴力犯罪を2回以上犯し、その習癖が認められるとき」とされていたところ、1号との関係で、2回以上という回数は本件装着命令の請求原因たる犯罪事実のみの回数を指すのか、有罪確定判決を含むのかが不明確であったため、2010年法で後者であることが明文化された。

4号については、2008年法では、「13歳未満の者に対して性暴力犯罪を行ったとき」とされていたところ、2010年法で16歳未満へと拡大された。

#### イ 未成年者対象誘拐犯罪・殺人犯罪

未成年者対象誘拐犯罪及び殺人犯罪については、同種前科を有する者が同犯罪を犯した場合には、実質的要件の有無を審査することなく、装着命令の請求は義務的になされる(同条2、3項)。

#### (2)実質的要件

実質的要件は、再犯の危険性が認められることである(法5条)。

装着命令は保安処分としての性質を有することから、検事の請求及び裁判所の命令において、再犯の危険性の有無に関する認定の在り方が問われるため、再犯予測の根拠とするものとして、保護観察所の専門家による調査を要請することができるとされ、性犯罪者のリスクアセスメント尺度を用いた科学的測定方法等による診断がなされる(第5の1(3)参照)。

## 4 装着期間

#### (1)装着期間の種類等

装着期間は、次のとおり、法定刑の軽重により、1年から30年の間で定められている。ただし、13歳未満の者に対して特定犯罪を行った場合には、装着期間の下限を2倍にするとされている(法9条1項)。

- ① 法定刑の上限が死刑又は無期懲役である特定犯罪 10年以上30年以下
- ② 法定刑中,懲役刑の下限が3年以上の有期懲役である特定犯罪(上記①に該当する特定犯罪は除く。) 3年以上20年以下
- ③ 法定刑中,懲役刑の下限が3年未満の有期懲役である特定犯罪(上記①又は②に該当する特定犯罪は除く。) 1年以上10年以下

また、複数の特定犯罪に対し同時に装着命令を宣告するときには、法定刑が最も重い罪の装着期間の上限の2分の1まで加重することができる(ただし、各罪の装着期間の上限を合算した期間を超過することができない。)が、一つの行為が複数の特定犯罪に該当する場合には、最も重い罪の装着期間をその装着期間とするとされている(同条2項)。

なお、被装着者が、正当な理由なく、「保護観察等に関する法律」に基づく遵守事項に違反した場合や、特定事件に対する刑の執行が終了し、又は免除・仮釈放される日から10日以内に居住地を管轄する保護観察所に出頭し書面で申告しなかった場合、住居を移転し、又は7日以上の国内旅行をするか出国するときにあらかじめ保護観察官の許可を受けなかった場合には、裁判所は、保護観察所長の申請により、検事の請求で、1年の範囲で装着期間を延長することができる(法14条の2)。ただし、現時点で、装着期間が延長された事例はないとのことである<sup>23</sup>。

被装着者が電子装置を自らの身体から分離し、又は損傷する等その効用を害した期間は、 装着期間に算入されないが、保護観察が付加された者の装着期間は、保護観察期間を超過す ることができない(法32条2項)。

### (2) 改正経過・理由

2008年法では、装着期間は10年以下(なお、2007法では5年以下であった。)とされていたが、2010年法で下限が定められたほか、最長30年と大幅に期間の上限が延長され、さらに、複数の特定犯罪に対して装着命令を同時に言い渡すときは、最長45年もの期間の命令が可能となった。また、2010年法では、新たに、被装着者に課せられている義務に違反した場合等一定の事由が認められる場合には、装着期間を最長1年の範囲で事後的に延長することも可能となった。

装着期間が延長された理由は、例えば50歳を過ぎてもなお性犯罪を犯す者がいるなど、近年の高齢犯罪者の増加と平均寿命の伸長に対処するためであり、また、小児性愛のような問題のある者に対しては、長期間装着することで、再犯防止上のメリットが大きく、逆に、再社会化という面ではデメリットもあるが、再社会化と再犯防止とのバランスをとった運用をする必要があるためとのことである<sup>24</sup>。

なお、装着期間の長期化による人権制約の拡大懸念に関しては、そもそも電子監視は保安 処分であって、大法院もこれを合憲としており、さらに、仮解除の制度もあるので、必要性が なくなればその時点で解除できるのであるから、適切に運用すれば問題ないと考えていると

<sup>23</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

<sup>24</sup> ソウル中央地方検察庁での聞き取りによる。

のことである25。

## 5 保護観察の実施

## (1) 保護観察の義務付け

装着命令を宣告された者は、電子監視の期間中、「保護観察等に関する法律」による保護 観察を受けることが義務付けられる(法9条3項)。

この規定は、2010年法で追加されたものであり、満期釈放者に対する再犯防止という点で大きな意味を持つものである。すなわち、被装着者は、刑期が終了した後も、最長30年(加重の場合は45年)にわたって、その行動追跡を受けるだけでなく、同時に保護観察も受け、保護観察官の指導監督を受けることになるからである。その際、「保護観察等に関する法律」の適用を受けることになるが、この保護観察は、保安処分たる装着命令に伴う付随処分であり、刑執行終了後の保安処分としての性質を有する特別な保護観察であると解される26。

こうした刑の執行終了後の特別な社会内処遇として、韓国においては、従来から、精神障害者等に対する保安処分を定める「治療監護法」において、治療監護所から仮終了や治療委託等で出所した場合に、保安処分としての性質を有する保護観察が行われている(同法第5章)。

なお、保護観察が仮解除された場合には、電子装置装着が仮解除されたものとみなされる (法33条)。

## (2) 保護観察官の指定

装着命令の執行等を行うのは、保護観察官である。保護観察所の長は、所属保護観察官の中から次の各号を専門に担当する保護観察官を指定しなければならないとされている(法32条の2)。

- ① 装着命令を請求するために必要な被疑者に対する調査
- ② 装着命令の執行
- ③ 被装着者の再犯防止と健全な社会復帰のための治療等必要な措置の付加
- ④ その他被装着者の「保護観察等に関する法律」等による遵守事項の履行有無の確認等被 装着者に対する指導・監督及び援護

本規定は、2010年法で追加されたものであり、電子監視専門の保護観察官を置く法的根拠が付与されたことになる。2008年法でも、保護観察官は、被装着者に対し、再犯防止と健全な社会復帰のため必要な指導と援護を行い、医療機関での治療、相談施設での相談治療など、被装着者の再犯防止のため必要な措置を執ることができるとされていたが、2010年法により、被装着者は「保護観察等に関する法律」による保護観察を受けることが義務付けられたため、装着期間内での一時的なプログラム受講にとどまらず、前記(1)のとおり、装着命令そのものの仮解除又は保護観察の仮解除を受けない限り、原則としてその全期間にわたって保護観察官や犯罪予防自願奉仕員(日本の保護司に相当する。)の指導監督を受けることになり、

<sup>25</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

<sup>26</sup> 太田達也 (2010) 「殺人犯の電子監視」, 罪と罰第47巻3号72頁

保護観察官は、必要であれば、援護や応急の救護も行わなければならないこととなった<sup>27</sup>。そのため、保護観察官には、かなりの業務負担となるが、韓国では、近年、保護観察の業務拡大に伴い、保護観察官の増員がなされており、2005年に約650人であったところ、2010年には約1,100人に増加しているが、現時点では、電子監視を開始したことによる増員はなされていないという<sup>28</sup>。

#### 6 遵守事項の付加

# (1) 遵守事項の内容

遵守事項を定め、付加するのは裁判所である。裁判所は、装着命令を宣告する場合、装着期間の範囲で遵守事項を定め、次の各号の遵守事項のうち一つ以上を付加することができるとされている(法9条の2)。

- ① 夜間など特定時間帯の外出制限
  - (例)毎日夜23時から翌朝6時30分まで、保護観察所に申告した住居地に泊まること。
- ② 特定地域・場所への立入禁止
  - (例) 小学校、幼稚園及び児童保育施設へ立ち入らないこと。
- ②の2 居住地域の制限
  - (例) 住居を特定の更生保護会館とすること。
- ③ 被害者等特定人への接近禁止
  - (例)被害者及びその家族から100メートル以内に接近しないこと。
- ④ 特定犯罪治療プログラムの履修(500時間の範囲でその期間を定める。)
  - (例) 保護観察所で実施する性暴力治療プログラムを100時間履修すること。
- ⑤ その他装着命令を宣告される者の再犯防止と性行矯正のために必要な事項
  - (例)インターネットなどを通じて淫乱な動画を視聴しないこと。飲酒をしないこと。

なお、2010年法による改正で、対象者は「保護観察等に関する法律」による保護観察に付されることになったので、同法上の一般遵守事項(同法32条2項)の遵守義務があるほか、同法に規定されている特別遵守事項(同条3項)も対象者に設定することができることになった。よって、対象者は、特別法である2010年法上の遵守事項と、一般法である「保護観察等に関する法律」に規定されている一般遵守事項及び特別遵守事項が付加されることになる。。

以上のとおり、対象者に付加することができるようになった「保護観察等に関する法律」 の遵守事項の内容は次のとおりである。

## (一般遵守事項)

- ① 住居地に定住し、正業に従事すること。
- ② 犯罪につながる悪い習慣を捨てて善行を保持すること。犯罪性のある者と交際しないこと。

<sup>27</sup> 太田達也 (2010) 「殺人犯の電子監視」, 罪と罰第47巻3号72頁

<sup>28</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

<sup>29</sup> 太田達也 (2010) 「殺人犯の電子監視」, 罪と罰第47巻3号73頁

- ③ 保護観察官の指導・監督に応ずること。
- ④ 住居を転じ、又は1か月以上の国内旅行をするときは、あらかじめ保護観察官に申告すること。

## (特別遵守事項)

- ① 夜間など再犯の機会や衝動を与える特定の時間帯の外出制限
- ② 再犯の機会や衝動を与える特定地域・場所への立入り禁止
- ③ 被害者等再犯の対象となるおそれのある特定人への接近禁止
- ④ 犯罪行為による損害の回復のための努力をすること。
- ⑤ 一定の住居のない者の居住場所の制限
- ⑥ し好行為にふけらないこと。
- (7) 一定量以上の飲酒をしないこと。
- ⑧ 麻薬等中毒性のある物質を使用しないこと。
- ⑨ 「麻薬類管理に関する法律」上の麻薬類投薬、喫煙、摂取可否の検査に従うこと。
- ⑩ その他大統領令で定める事項

## (2) 改正経過・理由

裁判所が装着命令を言い渡す際に遵守事項を付加できることについては、2008年法で追加されたものであるが、2010年法では、新たに居住地域制限が追加された(2号の2)。居住・移転の自由は、大韓民国憲法14条で保障された基本的人権の一つであるが、この居住地域制限は、自由刑以外の社会内で行う保安処分において、居住・移転の自由に一定の制限を加えるものである。

ところで、「保護観察等に関する法律」も2009年5月に改正され、その際、外出禁止命令や立入禁止命令、接近禁止命令、居住場所の制限が遵守事項に追加された(前記(1)参照)。ただし、同法による居住場所の制限は、一定の住居がない者に対する遵守事項であり、一方、2010年法での居住地域制限は、そうした住居不定の者に限らず、居住地域の制限を加えることができるとするものである30。

実際の運用では、例えば、被害者が他の地域に転居したのに、被装着者もその近くに転居して住むなどの事態を避ける必要性や、再犯防止のため被装着者を一定の地域に住まわせて十分な監督をする必要性から、具体的に住むべき住居を特定して定めているということであり、このような必要性から居住地域を制限しているのであって、人権侵害であるとの議論は見られないとのことである³¹。

このほか、4号の治療プログラム履修については、2008年法では、性犯罪者治療プログラムのみであったところ、対象犯罪の拡大に合わせて、殺人犯罪等の治療プログラムも実施できることとされた。治療プログラムの実施については、被装着者を保護観察所に出頭させて、講義等を行う形で実施しており、その内容は、認知行動療法の理論を取り入れ、認知の改善(ゆがんだ認知を改める。)、行動の改善(ストレスが蓄積したときの誤った解消行動を改め

<sup>30</sup> 太田達也 (2010) 「殺人犯の電子監視」, 罪と罰第47巻3号72~73頁

<sup>31</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

るなど。),被害者への共感・理解を深めるなどの指導が行われている32。

なお、2008年法では、治療プログラムを除き、遵守事項が設定される期間は原則として装着命令の期間と同じとされ、例外的に裁判所が装着命令の期間内で遵守事項の適用期間を定めることができるとされていたのに対し、2010年法では、治療プログラムを除き、遵守事項の適用期間は、当初より裁判所が装着命令の期間内で定めるものとされた。

## (3) 遵守事項違反に対する措置

## ア 装着期間の延長・遵守事項の追加又は変更

裁判所は、被装着者が次の各号の一に該当する場合には、保護観察所の長の申請による検事の請求で、1年の範囲で装着期間の延長をし、又は遵守事項の追加又は変更をすることができる(14条の2の1項)。

- ① 正当な理由なく「保護観察等に関する法律」の遵守事項に違反した場合
- ② 正当な理由なく、刑の執行終了、免除又は仮釈放の日から10日以内に保護観察所へ出頭し、書面で申告する義務に違反し、申告しなかった場合
- ③ 正当な理由なく、住居を移転し、又は7日以上の国内旅行若しくは出国をする場合に、 あらかじめ保護観察官の許可を受ける義務に違反し、許可を受けず住居を移転し、国内を 旅行又は出国し、又は虚偽をもって許可を受けた場合

さらに、上記各号以外の事情変更がある場合にも、相当な理由があると認められる場合には、遵守事項の追加又は変更ができるとされている(14条の2の2項)。

この遵守事項違反に対する遵守事項の追加・変更は、一般法たる「保護観察等に関する法律」の遵守事項に違反した場合のみが要件となっている(1号)ので、特別法たる2010年法上の遵守事項違反があっても追加・変更はできず、下記イのとおり、新たな処罰の対象となる3。

なお、現時点で、遵守事項違反による「装着期間1年以内の延長」の規定を適用した事例はないとのことである<sup>34</sup>。

#### イ罰則

正当な理由なく遵守事項に違反した場合には、次のとおり処罰される(法39条)。

- ① 接近禁止,治療プログラム履修違反:3年以下の懲役又は1千万ウォン(約75万円)<sup>35</sup>以下の罰金
- ② 外出制限,立入禁止・居住地域制限,その他遵守事項違反:1千万ウォン以下の罰金なお,2008年9月1日から2010年11月3日までの間に,遵守事項違反により処罰した件数は,12件とのことである%。

<sup>32</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

<sup>33</sup> 太田達也 (2010) 「殺人犯の電子監視」, 罪と罰第47巻3号74頁

<sup>34</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

<sup>35 1</sup> ウォン=0.075円で換算。以下同じ。

<sup>36</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

# 7 装着命令

装着命令を発するのは裁判所であり、その概要は次のとおりである(法9条)。

## (1)宣告

裁判所は、請求に理由あると認める場合、特定犯罪事件の判決と同時に、装着命令を宣告しなければならない。その場合、装着期間を定めるほか、装着期間の範囲で遵守事項を定め、一つ以上を付加することができる(同条1項、5項、同条の2)。また、装着命令宣告の判決理由には、要件となる事実、証拠の要旨及び適用法条を明示しなければならない(同条6項)。

なお、装着命令の宣告は、特定犯罪事件の量刑に有利にしんしゃくされてはならないとされている(同条7項)。

## (2)棄却

裁判所は、次の各号の一に該当するときには、判決で装着命令の請求を棄却しなければな らない(同条4項)。

- (1) 装着命令の請求に理由がないと認めるとき
- ② 特定犯罪事件に対し無罪(心神喪失を理由として治療監護が宣告された場合を除く。), 免訴、公訴棄却の判決又は決定を宣告するとき
- ③ 特定犯罪事件に対し罰金刑を宣告するとき
- ④ 特定犯罪事件に対し宣告猶予又は執行猶予を宣告するとき(法28条1項による電子装置 装着を命じるときを除く。)

#### (3) その他

特定犯罪事件の判決に対し上訴及び上訴の放棄又は取下げがあるときには、装着命令請求事件の判決に対しても上訴及び上訴の放棄又は取下げがあるものと見なされ、上訴権回復、再審の請求又は非常上告があるときも同様とされている(法9条8項)。ただし、検事又は被装着命令請求者及び「刑事訴訟法」340条又は341条に規定された者(法定代理人又は配偶者、一定の親族、弁護人等)は、装着命令に対し独立して上訴及び上訴の放棄又は取下げをすることができるとされ、上訴権回復、再審の請求又は非常上告についても同様とされている(同条9項)。なお、装着命令請求事件に関しては、「刑事訴訟法」282条(必要的弁護)及び283条(国選弁護人)の規定を準用するとされている(法11条)。

#### 8 運用実績37

装着命令の運用状況とその分析は、次のとおりである。ただし、2009年6月30日現在のデータであるため、2008年法での運用実績となる。

## (1) 装着命令請求全体の現況

装着命令請求全体の現況は、次頁の7-5-2表のとおりである。

<sup>37</sup> 法務部犯罪予防政策局の資料による。

# 7-5-2表 装着命令請求の現況

(2009年6月30日現在)

			確定						未確定					
区分	計	小計 認容 棄却 小言			小計		認容			棄却		係属中		
		\1,¤	百分分	来却	\ <b>1,</b> \b	小計	一審	控訴審	小計	一審	控訴審	小計	係属	
件数	140	54	46	8	86	32	20	12	4	-	4	50	50	

(単位:件)

#### ア 認容率及び棄却率

制度が発足した2008年9月1日から2009年6月30日までの間,確定裁判があった事件54件について,認容46件,棄却8件であり,認容率は85.2%,棄却率は14.8%と,認容される率がかなり高くなっている。

#### イ 請求要件別(類型別)認容及び棄却事例

第1号(実刑前科者)については、乗却された事例がないが、これは、第1号の要件に該当すること自体が再犯の危険性を強く推定させると裁判所が判断しているためとみられる。

第2号(装着前歴者)については、制度が施行されて間もないので、請求事例がない。

第3号(2回以上習癖者)について,認容事例を見ると,性暴力前科が1回である場合では,本件の犯罪数が2回以上又は行為態様が不良なケースがほとんどであり,また,前回の犯行以降,今回の犯罪を起こすまでの期間についてみると,認容事例のほとんどは2か月から3年以内であり,特に,仮釈放中又は執行猶予期間中に再犯を起こした場合は,再犯の可能性が高いと判断されている。一方,棄却事例を見ると,現在まで棄却された全12件(未確定を含む。)中,公訴棄却された2件を除く10件のうち,半数の5件が第3号に該当するとして請求された事件であるが,棄却理由は,すべて「習癖の発現とはいえない」であり,これは,裁判所が習癖の存在を厳格に判断しているためと見られる。特に,「飲酒による偶発的な犯行の場合」は、習癖の発現とはいえないとされる代表的なケースとなっている。また,同種前科を有していても,5年から8年を経過した後に再犯した場合は、習癖の発現とはいえないとして棄却されている。

第4号(13歳未満対象者)について、認容事例を見ると、性暴力前科がない初犯の者であっても、被害者が2人以上又は1人の被害者に対して長期にわたり性暴力犯罪を犯したケースで認容されている。一方、棄却事例を見ると、現在まで棄却された10件の事件のうち、半数の5件が第4号に該当するとして請求された事件であるが、同種前歴がない場合や、被害者が1人又は犯行回数が1~2回である場合等に、再犯の危険性はないとして棄却されている。なお、棄却事例5件中、請求前調査が実施された3件すべてに被調査者の再犯の危険性は高くないという調査者の意見が提出されており、請求前調査が未実施の2件でも、裁判所が依頼した判決前調査において、被調査者の再犯の危険性は高くないという調査者の意見が提出されていた。

#### (2)装着命令確定の現況

2008年9月1日から2009年6月30日までの間,装着命令が確定した46件に対する現況は、次のとおりである。

## ア 請求要件別 (類型別) の確定件数

請求要件別(類型別)の装着命令確定件数の現況は、7-5-3表のとおりである。

## 7-5-3表 請求要件別(類型別)確定件数の現況

(2009年6月30日現在)

区分	計	第1号 (実刑前科者)	第2号 (装着前歴者)	第3号 (2回以上到解者)	第4号 (13歳未満り者)
件数	46	7	_	18	21

(単位:件)

注 3号及び4号の両方に該当する場合は4号に計上している。

第4号が全体の半数近くを占めており、次いで、第3号が約4割を占めている。なお、第2号は制度が始まって間もないため0件となっている。

## イ 遵守事項付加

遵守事項付加(法9条の2)の現況は、**7-5-4表**のとおりである。

## 7-5-4表 遵守事項付加の現況

(2009年6月30日現在)

NZ (7)	<b>≟</b> ∔			付 加	遵守事项	頁		未付加
区刀	БI	小計	外出制限	立入禁止	接近禁止	治療プログラム	WIND	
件数	64	44	9	9	3	22	1	20

(単位:件)

注 累計が64で認容件数の46より多いのは、遵守事項を2個以上付加した事例が存在するためである。

認容された46件中, 1個以上の遵守事項が付加されたケースは26件で,全く付加されなかったケースは20件である。遵守事項のうち,性暴力治療プログラム履修が22件と最も多く,次いで,立入禁止と外出制限がそれぞれ9件となっている。

なお、当局としては、遵守事項を付加するよう検事は積極的に裁判所に請求する必要があるとしている。

## ウ 遵守事項の期間等

## (ア) 外出制限期間

外出制限期間については、全9件のうち、すべてのケースで「装着期間」と同一とされている。

## (イ) 立入禁止期間

立入禁止期間の現況は、7-5-5表のとおりである。

## 7-5-5表 立入禁止期間の現況

(2009年6月30日現在)

区分	計	6か月	1年	1年6か月	装着期間
件数	9	-	-	3	6

(単位:件)

立入禁止期間は、「装着期間」と同一が全体の3分の2を占め、「1年6月」が残りの3分の1を占めている。

## (ウ) 性暴力治療プログラム履修時間

性暴力治療プログラム履修時間の現況は、7-5-6表のとおりである。

# 7-5-6表 性暴力治療プログラム履修時間の現況

(2009年6月30日現在)

区分	計	40時間	80時間	100時間	120時間	160時間
件数	22	3	15	_	3	1

(単位:件)

履修時間は、80時間が全体の約3分の2を占めているが、その他は40時間から160時間まで ばらつきが見られる。

## エ 請求要件別(類型別)の遵守事項付加

請求要件別(類型別)の遵守事項付加の現況は、7-5-7表のとおりである。

## 7-5-7表 請求要件別(類型別) 遵守事項付加の現況

(2009年6月30日現在)

区分	計	穿	第1号	・(実	刑前	科者	)	第	33号	(2)	以上	習癖者	7)	多	64号	÷ (13	歳未	満対	象者)	
		小	未	外	立	接	プ	小	未	外	立	接	プ	小	未	外	立	接	プ	そ
遵守		計	付	出	入	近	口	計	付	出	入	近	口	計	付	出	入	近	口	$\mathcal{O}$
事項			加	制	禁	禁	グ		加	制	禁	禁	グ		加	制	禁	禁	グ	他
尹快				限	止	止	ラ			限	止	止	ラ			限	止	止	ラ	
							ム						ム						ム	
件数	64	8	4	2	-	-	2	25	7	6	-	1	11	31	9	1	9	2	9	1

(単位:件)

注 第2号(装着前歴者)の適用事例はない。

立入禁止は、第4号の場合にのみ付加されている。これは、同号の被害者が児童であるため、いわゆる「スクールゾーン」など犯行可能性が高い地域の出入を禁止しているものと思われる。

## オ 請求要件別(類型別)の同種前科数

請求要件別(類型別)の同種前科数の現況は、7-5-8表のとおりである。

## 7-5-8表 請求要件別(類型別) 同種前科数の現況

(2009年6月30日現在)

区分	計	Į.	第1号	み (実	刑前和	斗者)		第3号(2回以上習癖者)						第4号(13歳未満対象者)						
前科		小計 0回 1回 2回 3回 4回					4回	小計	0回	1回	2回	3回	4回	小計	回0	1回	2回	3回	4回	
件数	46	7	-	-	3	4	-	18	6	7	4	1	-	21	8	6	7	1	_	

(単位:件)

注 第2号(装着前歴者)の適用事例はない。

第1号は、請求要件自体が同種前科を要件としているため、7件全てが同種前科2回以上である。また、第3号、第4号ともに、同種前科を有する者が6割を超えている。

#### カ 装着期間と刑期

装着期間と刑期の現況は、7-5-9表のとおりである。

## 7-5-9表 装着期間と刑期の現況

(2009年6月30日現在)

刑期	計	1	1年	2	2年	3	3年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	15	20
装着期間		年	6月	年	6月	年	6月	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
計	46	1	3	3	4	4	2	4	8	4	2	1	1	3	1	1	2	2
1年	3	-	-	1	1	1	-	-	1	-	_	-	-	_	-	-	-	1
2年	15	1	3	1	3	1	1	2	1	1	1	_	_	_	_	_	_	_
3年	16	-	-	1	1	2	1	1	4	2	1	-	1	1	1	-	-	1
4年	1	-	-	_	_	_	-	1	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-
5年	8	_	1	_	1	_	1	_	2	1	_	1	_	2	_	1	_	1
7年	1	-		_		_	1	_	ı	_	_	_	_	_	_	_	1	_
10年	2	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	1	1

(単位:件)

全46件中,装着期間が $2\sim3$ 年のケースが,31件と全体の約3分の2を占めている。一方,5年以上も11件に上っている。通常,刑期が長いとそれに比例して装着期間も長く付加されているが,刑期がより長い場合は,刑期より装着期間が短くなっている。

一般的に、刑期は、検事の求刑の2分の1程度で判決がなされることが多いが、装着期間 については、ほとんど検事の請求と同じ期間が宣告されている。

なお、強制わいせつなどでは、宣告刑が短い場合があり、装着期間がこれよりかなり長い場合には、被宣告者の反発が見られ、上訴して争われる場合があるとのことである<sup>38</sup>。

#### キ 請求要件別 (類型別) の装着期間

請求要件別(類型別)の装着期間の現況は、7-5-10表のとおりである。

# 7-5-10表 請求要件別 (類型別) 装着期間の現況

(2009年6月30日現在)

類型      装着期間	計	1年	2年	3年	4年	5年	7年	10年	20年
計	46	3	15	16	1	8	1	1	1
1号(実刑前科者)	7	_	4	2	_	1	_	_	-
3号(2回以上習癖者)	18	_	4	7	_	5	_	1	1
4号(13歳未満対象者)	21	3	7	7	1	2	1	_	-

(単位:件)

注 第2号 (装着前歴者) の適用事例はない。

第3号は、装着期間が5年以上のケースが7件に上り、1年のケースは1件もない。

<sup>38</sup> ソウル中央地方検察庁での聞き取りによる。

一方,第4号は、装着期間が3年未満のケースが17件に上り、10年以上のケースは1件もない。

## 9 遡及適用の状況39

#### (1) 概要

2010年法においては、2008年法の附則を改正し、2008年法の施行日である2008年9月1日 以前に第一審判決が言い渡され、刑が既に確定している性暴力犯罪者に対しても遡及適用が 認められることとなった(2008年6月13日法律第9112号附則2条)。これによって、2010年 法の施行日以前に刑が確定し、同施行日の時点で刑を執行中の者だけでなく、刑の執行が終 了又は仮釈放等となってから3年が経過していない者まで装着命令の請求ができることとな った。いわゆるキム・キルテ事件等を契機に、性暴力前科者の再犯防止のため、保安処分拡 大の必要性への国民的な世論の高まりがあったことを受けてのものであり、世論調査でも、 遡及適用の賛成が88.2%と高い比率を占めている(第9の2(3)参照)。

一方,この遡及適用が遡及処罰の禁止(大韓民国憲法13条1項)に抵触するのではないかとの懸念がある点について、当局は、保安処分には刑罰不遡及の原則の適用はないとの見解であるが、違憲か否かについて、現在、憲法裁判所で争われているところである®。なお、遡及適用による装着命令は既に執行されている。

#### (2) 遡及適用対象者

遡及適用の対象者は、性暴力犯罪(2008年法2条)を起こし、2008年9月1日(2008年法施行日)以前に第一審判決を宣告され、2010年7月16日(2010年法施行日)当時に、①懲役刑以上の刑、治療監護若しくは保護監護の執行終了日まで6月以上残っている者(出所予定者)、②懲役刑等の執行終了日まで6月未満が残っている者(出所間近の者)、③懲役刑等の執行が終了、仮終了・仮出所・仮釈放又は免除後3年が経過していない者(出所者)である。

## (3)要件

2008年法での要件が適用される。すなわち、次の各号のいずれか一つに該当し、性暴力犯罪を再度起こす危険性があると認定される者である。

- ① 性暴力犯罪で2回懲役刑の実刑を宣告され、その刑の合計が3年以上に当たる者がその執行を終了後若しくは執行が免除された後5年以内に性暴力犯罪を起こしたとき
- ② 性暴力犯罪を2回以上(前科事実を含める。)起こし、その習癖が認められるとき
- ③ 13歳未満の者に対して性暴力犯罪を起こしたとき

## (4)装着期間

装着命令の装着期間も、2008年法での最長10年が適用される。

#### (5) 実施状況41

- 遡及適用の実施状況(2010年11月24日現在)は,次頁の**7-5-11表**のとおりである。現

<sup>39</sup> ソウル中央地方検察庁の資料による。

<sup>40</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

<sup>41</sup> ソウル中央地方検察庁の資料による。

在検討中の件数も多いが、総受付件数7,233件中、103件に装着命令がなされている。

## 7-5-11表 遡及適用実施状況

(2010年11月24日現在)

区分	総受付件数		検事請求			現在検	裁判所決定				
	計	矯正機	検察庁	請求	移送	不請求	計中の件数	装着命令	請求棄却	抗告	
		関等受 付件数	移 <del>泛</del> 付機							検事	被献人
計	7, 233	4,600	2,633	757	2,601	2, 012	1,863	103	37	17	14
出所者	6, 365	3, 821	2, 544	495	2, 528	1, 744	1, 598	25	21	8	2
出閒好	472	432	40	208	40	172	52	73	16	9	11
出所定者	396	347	49	54	33	96	213	5	-	-	1

(単位:件)

## 10 装着命令の執行等

## (1) 執行方法

装着命令は、検事が執行指揮し、保護観察官が執行する(法12条)。

具体的には、特定犯罪事件に対する刑の執行が終了し、若しくは免除・仮釈放される日又は治療監護の執行が終了・仮終了する日の釈放直前に、保護観察官が被装着命令者の身体に電子装置を装着することによって執行する(法13条)。装着命令が複数個ある場合には、確定した順序に従って執行する(同条3項)。

なお、装着命令の執行は、身体の完全性を害しない範囲内においてなされなければならないと規定されている(同条2項)。

#### (2)装着命令の仮解除

仮解除は、保護観察審査委員会が決定する。その手続は次のとおりである。

## ア 申請

仮解除の申請権者は、保護観察所長、被装着者及びその法定代理人であり、当該保護観察所を管轄する保護観察審査委員会に対して、審査に参考となる資料を添付の上、装着命令の仮解除を申請することができる(法17条)。申請は、装着命令の執行開始日から3月経過後にしなければなないとされ、申請が棄却された場合には、棄却された日から3月経過後に再度申請することができる(同条2項)。

#### イ審査

保護観察審査委員会は、仮解除を審査するときは、被装着者の人格、生活態度、装着命令履行状況及び再犯の危険性に対する専門家の意見等を考慮しなければならず、必要な場合には、保護観察所の長に必要な事項を調査させ、又は被装着者その他の関係人を直接召還・尋問又は調査することができる(法18条)。

## ウ 仮解除の決定

保護観察審査委員会は、被装着者が装着命令を引き続き執行される必要がないほど改善され、再犯の危険性がないと認めるときは、装着命令の仮解除を決定することができる。この場合、被装着者の住居移転状況等を保護観察所の長に定期的に報告させることができる(同

条4項)。

なお、装着命令が仮解除された場合には、付加された遵守事項も仮解除されたものとみな される(同条6項)。

一方,保護観察審査委員会は、装着命令の仮解除をしないものと決定したときは、決定書にその理由を明示しなければならない(同条 5 項)。

#### エ 仮解除の取消し

保護観察所の長は、装着命令が仮解除された者が特定犯罪を行い、又は住居移転状況等の報告に応じないなど、再犯の危険性があると判断されるときは、保護観察審査委員会に仮解除の取消しを申請することができる。この場合、保護観察審査委員会は、仮解除された者の再犯の危険性が顕著であると認められるときは、仮解除を取り消さなければならない(法19条)。

なお、仮解除が取り消された者は、残余装着命令期間中、電子装置を装着しなければならなず、この場合、仮解除期間は装着命令期間に算入されない(同条2項)。

## (3)執行の終了

装着命令の執行が終了するのは、次の各号のいずれかに該当するときである(法20条)。

- ① 装着命令期間が経過したとき
- ② 装着命令とともに宣告した刑が赦免され、その宣告の効力を喪失することとなったとき
- ③ 装着命令が仮解除された者が、その仮解除が取り消されることなく残余装着命令期間を 経過したとき

## 第6 刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視

特定犯罪者のうち前記第5の電子装置装着命令を宣告されなかった者であって、仮釈放や執行猶予で保護観察の対象となった者に対する電子監視制度がある。これは、「刑罰の執行等における付随的な措置」として、遵守事項の履行確認等のため行うものであり、次のとおり、3種類ある。

## 1 仮釈放で保護観察となった者に対する電子監視

装着命令を宣告されていない特定犯罪者であって、刑の執行中仮釈放され、保護観察を受けることとなる者に対して、遵守事項の履行有無の確認等のために、仮釈放期間(10年以内)中、電子装置を装着させるものであり、装着は義務的である(法22条)。審査委員会が決定し、裁判所の関与はない。

審査委員会の判定の基準は、再犯の危険性、前歴、刑事施設での適応状況、出所後の生活 計画、家族等の支援の有無などであり、これらを総合的に考慮して決定される。

執行は、仮釈放される日の釈放直前に、保護観察官が対象者に電子装置を装着することによって行う(法24条)が、装着命令とは異なり、検事の指揮は不要である(同条2項)。

執行終了は、①仮釈放期間が経過し、又は釈放が失効又は取り消されたとき、②仮釈放さ

れた刑が赦免され、刑の宣告の効力を喪失することとなったときである(法25条1項、3項)。

## 2 治療監護の仮終了等で保護観察となった者に対する電子監視

装着命令を宣告されていない特定犯罪者であって、治療監護又は保護監護の執行中、仮終 了若しくは治療委託<sup>12</sup>する被治療監護者又は仮出所する被保護監護者に対し、遵守事項の履行 有無の確認等のために、保護観察期間の範囲内(最長3年)において期間を定め、電子装置 を装着させることができる(法23条)。治療監護審議委員会が決定し、裁判所の関与はない。

治療監護審議委員会は、対象者の退所審査で、仮終了か終了かを決定し、仮終了と決定された場合には、更に電子監視に付するか否かを審査する。

なお、性暴力犯罪者に対しては、多くの場合、電子監視に付すこととしているという<sup>13</sup>。 執行は、仮終了し、又は治療委託される日(ただし、治療監護と刑が併科された仮終了者の場合、執行する残余刑期があるときは、その刑の執行が終了し、又は免除される日)の釈放直前に、保護観察官が対象者に電子装置を装着することによって行う(法24条)が、装着命令とは異なり、検事の指揮は不要である(同条2項)。

執行終了は、装着期間が経過し、又は保護観察が終了したときである(法25条2項)。

なお、上記1、2ともに、保護観察官は、電子監視に関する受信資料を遵守事項の履行有無確認など「保護観察等に関する法律」による保護観察対象者の指導・監督及び援護に活用することができる(法26条)。

# 3 保護観察付執行猶予となった者に対する電子監視

裁判所は、特定犯罪を犯した者に対し、刑の執行を猶予し、保護観察を受けるべきことを命ずるときは、保護観察期間(1年以上5年以下)の範囲内において期間を定めて、遵守事項の履行有無の確認等のために電子装置を装着すべきことを命ずることができる(法28条)。裁判所の裁量であり、検事の請求は不要である。

裁判所は、電子装置の装着を命ずるために必要と認めるときは、被告人の住居地又はその 裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に、犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再 犯の危険性等被告人に関して必要な事項の調査を要請することができる(同条3項)。

裁判所は、電子監視期間中、所在地近隣医療機関における治療、指定相談施設における相談治療など対象者の再犯防止のために必要な措置を課すことができる(同条2項)。

電子監視は、電子装置装着を命ずる裁判所の判決が確定したときから執行する(法29条)。なお、検事の執行指揮により、保護観察官が執行する。

執行は、次の各号のいずれかに該当するときに終了する(法30条)。

- ① 装着命令期間が経過したとき
- ② 執行猶予が失効又は取り消されたとき
- ③ 執行猶予された刑が赦免され、刑の宣告の効力を喪失することとなったとき

<sup>42</sup> 治療委託とは、被治療監護者の親族等に治療監護所以外での治療を委託するものである。

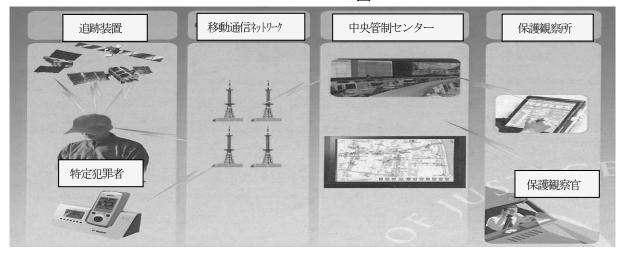
<sup>43</sup> 治療監護所での聞き取りによる。

なお,前記1から3までの電子監視の手続については,装着命令に関する多くの規定が準用されている(15条1項(保護観察官の任務),16条(受信資料の保存・使用・廃棄等)等)。

## 第7 位置情報確認の方法

## 1 電子装置の技術方式44

位置確認は、位置追跡電子装置(以下この項において「電子装置」という。)、すなわち、電磁波を発信して位置を追跡する原理を利用して位置を確認し、移動経路を探知する一連の機械的設備を利用して行われる(法2条4項)。韓国における位置確認の方式は、衛星利用測位方式(GPS)を主とし、携帯電話の通信網を利用する測位方式を併用して位置を把握する無線の送受信記録監視システムである。被装着者に付けられている携帯用追跡装置が受信した無線信号を、移動通信ネットワークを介して、中央コンピュータに送信することによって、ほぼリアルタイムで被装着者の位置情報を把握する(7-7-1 図参照)。



7-7-1図

# 2 測位方式45

次のとおり、測位方式は4種類あり、異なる追跡方法が状況に応じて自動的に調整される。

#### GPS測位

三つ以上の人工衛星を利用して測位する方式である。

精度は、水平誤差10メートル以内である。

通常、屋外であれば感知する。一方、地下や室内では測位できないので、他の測位方式に よることになる。

② Beacon(ビーコン=無線標識)測位

<sup>44</sup> 法務部犯罪予防政策局の資料及び安成訓(2009)「韓国刑事司法における性犯罪者電子監視制度(その1)」,法学研究 論集第30号9頁以下

<sup>45</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取り及び資料による。

GPS発信機の中継機を利用する方式である。

この中継機は、地下でGPSを受信するための機器であり、首都圏の地下鉄に設置されており、地下鉄乗車時に測位する。

精度は、水平誤差100メートルから200メートル以内である。

2011年度にこの中継機増設の予算措置がなされ、すべての地下鉄の駅に設置する予定とのことである。

## ③ Cell測位

携帯電話の中継局(基地局)を利用した測位である。

GPS方式の携帯用追跡装置にデータ通信のための携帯電話モジュールが内蔵されていることから、これを用いて携帯電話の中継局を利用する方式である。携帯電話が利用可能な地域であれば、24時間位置把握が可能となる。

ただし、携帯電話の中継局の設置数によって、精度に大きな差があるという短所があり、 その精度は、大都市では数十メートル、山間地方では数キロメートルであり、民間の携帯電 話の中継局が増設されなければ精度が上がらないという状況にある。農村部や山間部の屋内 では、主にこの方式による測位がなされる。

#### ④ PCell測位

携帯電話の複数の中継局が重複して受信する箇所に所在することを示す測位である。

Cell測位の精度を高めたもので、電波地域をグリッドに分割し、測位要請時に該当するグリッドの情報を提供するものである。主に、市街地の屋内では、この方式による測位がなされる。

精度は、50メートルから200メートル以内である。

現在の方式は以上のとおりであるが、今後は、5年以内を目途に、建物の中でも比較的正確に位置を把握できるGPSシステムに切り替えていきたいとのことである。

#### 3 電子装置による位置情報の確認方法及び実施体制

## (1)装着又は設置する電子装置46

被装着者に装着し、又は自宅に設置する機器(以下「電子装置」という。)は、①電子ブレスレット、②携帯用追跡装置、③在宅監督装置の三つの装置で構成されている(写真1参照)。これらの電子装置は、法務部及びサムスンSDS共同事業体(サムスンSDS株式会社、エラスティッ

写真 1



ク・ネットワークス株式会社、SKテレコム株式会社)が、2007年10月から2008年9月にかけて、共同開発したものである。

<sup>46</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課及び中央管制センターでの聞き取り及び資料による。

# ① 電子ブレスレット

電子ブレスレットは、小型ブレスレット型の電子装置であり(**写真2**参照)、被装着者の足首に常時装着し、一度装着されれば被装着者自身では分離できないようになっている。

携帯用追跡装置と在宅監督装置に識別信号を送信するための機能を有する。世界初の双方向通信により、電子ブレスレットが携帯用追跡装置の通信圏外に出たときには、電子ブレ





スレットが振動するようになっており、被装着者の携帯用追跡装置の不携帯を防ぐことができる。

電子ブレスレットには、各部位別センサーがあり、被装着者自らが身体から分離し、又は 毀損したときには、電子ブレスレットが振動して被装着者に警告するとともに、即時に後述 (2)の位置追跡中央管制センター(以下「中央管制センター」という。)に警報が発せられ る。

主な特徴としては、重量は80 g 以下、温度条件は−20°C~50°C、400MHzR F で動作、I P68 (完全防水) <sup>47</sup>、不正改ざん二重検出機能を有する。

完全防水であるため、装着した状態でシャワーや入浴をすることは可能であるが、水温が高く、又は長時間水中にいる場合は、故障する可能性があるので注意するよう被装着者に指示されている。

内蔵のバッテリーで稼動し、1回の充電で約半年から1年間使用できる。バッテリー切れの場合、被装着者が保護観察所に出頭し、職員が電子ブレスレットのベルトを特殊工具で切断し、被装着者には、別の新たなものを付け換える。バッテリー交換は、防水機能を有する構造上、職員では不可能であるため、業者に委託して行う。

現時点で、被装着者が電子ブレスレットを故意に切断した事例が16件ある。これに対応するため、当局では、2010年10月26日以降、医療用シリコン製であった電子ブレスレットのベルトをすべてワイヤー入りのものに交換した(バッテリー交換時は、ワイヤーも切断可能な特殊工具が必要となる。)。

なお、被装着者は、電子装置の装着期間中、電子装置を身体から故意に分離・損傷、電波妨害又は受信資料の変造、その他の方法でその効用を害したときは、7年以下の懲役又は2 千万ウォン以下の罰金に処せられる(法38条)。

電子ブレスレットの形状については、現在の最新の技術で最も小さく作られており、起こり得る人権侵害が最小限に抑えられるとしている。また、電子ブレスレットは、通常、靴下の中に入れて隠しており、長ズボンを着用すれば、一見しただけでは外からは分からないようになっている。一方、現在の形状では、結局身近な人には知られてしまうため、再社会化の阻害要因になっているとの見方もある。

これに対して、当局としては、そもそも、性犯罪者は、既婚で就労している者が比較的多

<sup>47</sup> I P規格は、電気機械器具の防塵及び防水についての保護等級を定めたものであり、I P68は、外来固形物に対する保護等級が6級(耐塵形)、水の浸入に対する保護等級が8級(水中形)であり、同規格での最高の保護等級であることを示す。

く,再社会化よりも再犯防止の方に比重を置く必要性が高く,また,装着後に交際を始め結婚したという事例もあり,必ずしも再社会化の阻害要因にはならないと考えており,被装着者に対しては,保護観察官から,自らの再犯防止に役に立っていることを指導し,納得させるようにしているという。なお,電子ブレスレットを装着している者に対する一般人の意識調査はまだ実施していないとのことである。

## ② 携帯用追跡装置

携帯用追跡装置は、GPSからの電波を受信したり、移動通信ネットワークと通信することで、被装着者の現在地を測位し、移動経路を追跡する装置であり(写真3参照)、同装置から中央管制センターに無線信号が送信されて、被装着者の移動経路が同センターのモニター上に表示される。 写真3

折り畳み式でない携帯電話を分厚くしたような形状であり、外出時に は必ず持参しなければならず、腰のベルト等に装着する。

主な特徴としては、重量は150g以下、温度条件は−20℃~50℃、大きさは縦100mm×横47mm×厚さ32mm、A-GPS(アシスト型GPS) 機能<sup>18</sup>、IP57<sup>49</sup>、不正改ざん検出機能を有する。

充電式であり、1回の充電でのバッテリー稼働時間は約18時間、完全 充電に必要な時間は約5時間である。家では必ず同装置を在宅監督装置 の充電ポットに差し込み、充電しなければならない。

防水機能は、完全防水と生活防水の中間水準である。

保護観察官又は中央管制センターとの間で緊急通話が可能である。被装着者は、同装置の 左ボタン(長押し)で担当の保護観察官と、右ボタン(長押し)で管制センターと通話する ことができる。

文字メッセージ送信機能も有しており、被装着者が遵守事項に違反した場合や、バッテリーの残量が少なくなった場合には、同装置のモニター画面に、「立入り禁止区域に入っている」、「外出制限に違反している」、「バッテリーの充電が必要である」などの文字メッセージが自動で送信され、同時に同装置が振動し、警告音を発し、被装着者に警告するとともに、担当保護観察官の携帯用端末(PDA)にもリアルタイムで報告される。警告を受けてからも、当該場所から離れない場合は、保護観察官が直ちに出動することになる。

また、同装置を毀損したときは、内蔵センサーが感知し、中央管制センターに警報が発せられる。

なお、電源入・切等のすべての機能は、遠隔操作が可能である。

外出時の留意事項として,仕事等のため地下など通信が切れる可能性がある場所に長時間 留まる場合や,寺や教会,聖堂等,宗教の建物(電波妨害装置を設置していることが多い。)

<sup>48</sup> 人工衛星によるGPS方式に携帯電話ネットワーク等のデータを補助的に組み合わせて位置情報を測位する方式である。 A-GPS搭載の端末では、携帯電話エリア内であれば、市街地の建物内でも数十メートル程度の誤差で現在地を確認でき、 計測時間短縮と室内測位の精度向上になる。

<sup>49</sup> I P57は、外来固体物に対する保護等級が5級 (防塵形)、水の浸入に対する保護等級が7級 (防浸形) の保護がなされていることを示す。

に入る場合は、担当保護観察官又は中央管制センターにあらかじめ申し出なければならないこと、室内での注意事項として、シャワーをする場合は、シャワー室の出入口で電波妨害が発生する可能性があるので、同装置をシャワー室内に置くこと、スポーツジム等の屋内運動施設を被装着者が利用する際も、脱衣室に同装置を置いてはならず、必ず携帯しなければならないとなどが被装着者に指示されている。

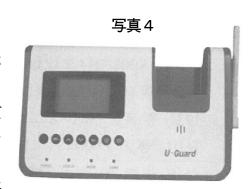
### ③ 在宅監督装置

在宅監督装置は、被装着者が在宅しているか否かを監視する装置である(**写真 4**参照)。 主な特徴としては、重量は300g以下、大きさは縦120mm $\times$ 横190mm $\times$ 幅80mm、温度条件は-20° $\sim$ 50°、ワイヤレス通信、二重アンテナ、不正改ざん二重検出機能を有する。

防水機能は、生活防水の水準である。

電源コードをコンセントに差し込んで電源としている が、停電時には内蔵バッテリーにより約8時間は駆動が 可能である。

携帯追跡装置を所定の箇所(写真4で右側のくぼんだところ)に差し込むことにより同装置を充電する機能を有している。また,携帯追跡装置を差し込むことにより,在宅モードに切り替わり、電子ブレスレットと在宅監督



装置との距離が計測されるため、家の広さの範囲内に移動可能距離を設定することにより、 この範囲外(家の外)に出れば、中央管制センターに警報が発せられる。

なお、在宅監督装置は、保護観察官が被装着者の自宅に赴いて、家具等に強力両面テープで固定して設置する。同装置を無断で移動したり、強い衝撃を加えたり、毀損したりしたときは、内蔵センサーが感知し、中央管制センターに警報が発せられる。

以上の三つの装置に共通する留意事項として、紛失し、又は盗難されたときは、すぐに個人の携帯電話や有線電話を通して中央管制センターと担当保護観察官に連絡しなければならないこと、熱、湿気、水気、衝撃が加わらないように留意しなければならないこと、すべての装置の内部には、破損を感知するセンサーが内蔵されているので、即時に中央管制センターに警報が発せられること、電子装置を壊し、若しくは故意に作動を妨害した場合は、7年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金を受けるとともに、本人が壊した装置の賠償をしなければならないことなどが被装着者に指示されている。

#### (2)位置追跡中央管制センター50

中央官制センターは、ソウル保護観察所の建物の1階の一室にある。同センターの運用を開始するまでには、1998年から10年程度の準備期間を要したとのことであり、2007年6月から2008年8月まで試験プログラムの運用を実施し、2008年9月1日法施行により稼動した。

24時間体制でGPSによる位置追跡システムを維持管理し、大型モニター(**画像 1**<sup>51</sup>参照)に表示して被装着者のすべての移動経路を絶え間なく監視して位置を特定し、違反時や警告

<sup>50</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課及び中央管制センターでの聞き取り及び資料による。

<sup>51</sup> 各画像は、デモ画像である。

時には即座に対応する。また、携帯用追跡装置から送信された追跡データの保存、使用、破棄を行う。

緊急時には、中央管制センターから30キロメートル離れた場所にある青少年保護教育院内のバックアップセンターが独立して作動できるようになっており、両センター間ではリアルタイムでデータの伝送が行われている。

これまでは、ソウル周辺に人口の半数近くが集中 しているため、ソウル保護観察所内の1箇所のみで 実施していたが、対象者の拡大に合わせて、大田(テ

3. 관제상당
U-Guard 함께 지도

Obused

See Profession See

画像 1

ジョン) ™に第二位置追跡管制センターを建設中であり、2011年上半期中には運用が開始される予定である。

なお、現在、ソウルの中央管制センターは、保護観察所の建物の1階の一室にあるが、機 密性のある情報を扱っているので、別の建物を建設して移設することも検討されている。

また、2010年末を目途に、モニター表示を平面図から航空写真の立体地図に切り替える工事が行われている。

職員の勤務体制としては、現在、職員16人体制で運用している。そのうち、モニター監視は常時3人で行っており、その勤務体制は、3人ずつの3組で昼夜3交代制である。なお、被装着者の移動経路のみを探索する専門職員はいない。これまでの経験上、一人当たり70~80人の被装着者を監視することが可能であり、3人体制では、一度に240人程度の被装着者を扱うことができる。

ただし、機械の処理能力的には千人以上の表示が可能であるという。今後、大田の第二センターが完成すれば、2倍の規模の把握が可能となるが、それ以上の人数の把握のためには、 当面、職員を増員することで対応する予定としており、今後の更なるセンターの増設については、実施状況を見ながら対応していくとのことである。

モニターでの位置情報の取得は、1分~140分の範囲で設定が可能であるが、これまで実施した結果を基に、現在では3分に1回の間隔でモニター表示するよう設定されている(画像2参照)。

モニター表示上,立入り禁止区域の設定は,最適な 形状に区域を設定することが可能であり,更にその周 囲にはバッファーゾーンを設けており,同ゾーンに被 装着者が侵入すればその者の携帯用追跡装置に警告の

画像2



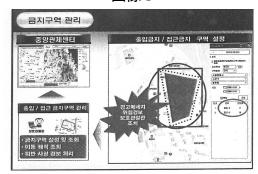
<sup>52</sup> 韓国の中央部に位置し、同国で5番目に大きい都市である。

文字メッセージが表示されるとともに、中央管制センターのモニターには黄色の表示で警告され、更に内側の禁止区域まで入った場合は赤く表示されて、危険アラームが鳴ることになっている(画像3参照)。なお、警報には、「危険」・「注意」・「参考」の3段階のレベルがある。

立入り禁止区域の設定については、裁判時に付加された遵守事項の内容に従っている(例えば、「居住地域近辺の立入り禁止とされた小学校」など)。なお、現時点では、居住地域外においては、立入り禁止区域の設定はしておらず、被装着者が居住地域外に移動した場合は、モニター表示を見て十分注意を払うことで対応している。

現在,24時間でおよそ1,000件もの警報が発せられている(画像4参照)が、その多くは、携帯用追跡装置の所持の忘れなどにより電子ブレスレットと同

画像3



画像4



装置の距離が離れてしまった場合や、電子ブレスレットのバッテリー切れなど、特に問題にならない場合がほとんどである。一方、装置の毀損、追跡中断、遵守事項違反による警報等があった場合は十分注意して対応している。

なお、立入り禁止区域に入った回数や、移動経路などの履歴がデータで残せるようになっており、証拠としての価値が高い。かつて、再犯者に対して、この履歴を見せたところ、否認できなかったという。同データは、複数のサーバーにおいて、データの種類ごとに保管するなど、管理を徹底している。

#### (3) 保護観察所における実施体制 3

保護観察所における職員体制については、2010年法により、保護観察所における保護観察官の中から、電子監視の専門職員が指定されることになった。ただし、人件費や運営経費は最小限に抑えられる予定であり、指定を受けた専門職員は、他の業務を並行して実施しなければならない状況にある。

全国の保護観察所が、電子監視について、それぞれの担当区域を有しており、被装着者に 遵守事項違反等があった場合には、中央管制センターのモニターに警告表示されるとともに、 担当の保護観察官の携帯端末へ警告が発せられる。一方、保護観察官の携帯端末から被装着 者の携帯用追跡装置に通話して、警告することができる。

保護観察官が警報等により現場に駆け付けた回数は、2010年9月1日から同11月15日までの75日間で、昼間104件、夜間148件であった。ただし、その内容は、電子ブレスレットのバッテリー切れ、携帯用追跡装置の所持忘れ、機器の誤作動等の軽微な理由が多い。警告が発

<sup>53</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課及びソウル保護観察所での聞き取りによる。

せられた場合、保護観察官がまず現場に赴き、必要な場合は、そこから警察に連絡することになる。保護観察所から現場まで距離がある場合、保護観察官が駆け付けるのが遅くなることもあるという。また、電子ブレスレットの切断の場合は、直ちに最寄りの警察のパトカーが駆け付ける体制となっている。

なお、ソウル保護観察所では、夜間は当直者と待機チームで対応しているという(昼間に電子監視担当保護観察官が所持している携帯端末を夜間は当直者が預かっている。)。同保護観察所では、現時点で担当している被装着者数は17名であるところ、夜間、保護観察官が警報に基づき現場に出向く頻度は、週1回程度ということであった。

## (4) 受信資料の保存・使用・廃棄

受信資料については、前記(2)のとおりデータで保存されるが、次のとおり捜査等に利用できることとなっている。

## ア保存

被装着者の電子装置から発信される電磁波を受信した受信資料については、保護観察所の 長が保存しなければならないとされている(法16条)。

## イ 使用

受信資料は、次の各号の場合のほかは、閲覧、照会又は公開することができない(同条2項)。

- ① 被装着者の特定犯罪の嫌疑に対する捜査又は裁判資料として使用する場合
- ② 保護観察官が指導又は援護を目的として使用する場合
- ③ 保護観察審査委員会の装着命令仮解除とその取消しに関する審査のため使用する場合 なお、検事又は司法警察官は、受信資料を閲覧又は照会する場合、裁判官が発付した押収 捜索令状を提示しなければならない(同条4項)。
- 一方,保護観察所の長は,被装着者が特定犯罪を行ったと疑うに足るだけの相当な理由が あるときには、管轄の地方検察庁に通報しなければならない(同条3項)。

#### ウ廃棄

保護観察所の長は、次の各号の一に該当するときには受信資料を廃棄しなければならない とされている(同条5項)。

- ① 装着命令とともに宣告された刑が「刑法」第81条により失効⁴したとき
- ② 装着命令とともに宣告された刑が恩赦によりその効力を喪失したとき
- ③ 電子装置の装着が終了した者が資格停止以上の刑又はこの法による電子装置装着を受けることなく電子装置装着を終了した日から5年が経過したとき

#### (5)罰則(職員等)

職員等に対しては、次のとおり罰則が定められている(法36,37条)。

① 電子装置装着業務を担当する者が、正当な事由なく被装着者の電子装置を解除し、又は 損傷したとき 1年以上の有期懲役

<sup>54</sup> 刑の執行を終了・免除された者が、被害者の損失を補償し、資格停止以上の刑を受けることなく7年が経過した場合の刑の失効をいう。

- ② 電子装置装着業務を担当する者が、金品を授受・要求又は約束して上記①の罪を犯したとき 2年以上の有期懲役
- ③ 受信資料を管理する者が、要件なく閲覧等させたとき 1年以上の有期懲役
- ④ 他人をして装着命令を受けさせる目的で、公務所又は公務員に対し虚偽の事実を申告し、 又は「刑法」第152条第1項の罪(偽証)を犯したとき 10年以下の懲役
- ⑤ 装着命令請求事件に関して、被装着命令請求者を妨害する目的で、「刑法」第154条(虚偽の鑑定、通訳・翻訳)、第233条又は第234条(虚偽診断書の作成、行使)の罪を犯したとき 10年以下の懲役又は禁錮。この場合、10年以下の資格停止を併科

## 4 予算55

韓国では、2007年に80億ウォン(約6億円)を投じて、電子装置を開発し、総数500台を製作した。なお、電子装置一式の価格は100万ウォン(約7万5千円)である。

その他の費用としては、電子装置のメンテナンス、中央管制センターや中継機等の位置追 跡システムの設置・維持経費及び通信費のほか、職員の人件費ということになる。

民間委託は、守秘義務の関係で行わないこととしており、全て国の職員が実施している。 ただし、電子監視のための職員の増員はこれまでなされておらず、今後、被装着者が増えて きた時点で増員を検討するとしている。

また、費用は、全て国家が負担することとされ、被装着者が費用を自己負担することはない(故意に電子装置を毀損した場合の弁償を除く。)。

なお、人件費を除いた予算額は次のとおりである。

2007年:9億7千万ウォン,2008年:70億8千万ウォン,2009年:23億5千万ウォン,2010年:48億3千万ウォン,2011年:50億ウォン 5年間の合計202億3千万ウォン(約15億4千万円)

費用対効果については、開始されて間もないため、現時点では明らかにされていない。 性犯罪数が減少したか否かの検証等も今後の課題であるが、制度が発足して、性犯罪に対 する社会的認識はかなり高まったと感じられ、最近、性犯罪の認知件数が増加したことも、 暗数が減少したものと推測しているとのことである。

#### 第8 電子監視運用実績%

電子監視の運用実績を罪名別・年度別に見ると、次頁の7-8-1表のとおりである。

<sup>55</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

<sup>56</sup> 法務部犯罪予防政策局の資料による。

7-8-1表 電子監視運用	日宝繕(罪名別・	在度別)
---------------	----------	------

区公	年度	計	仮釈放	仮終了	仮出所	執行	刑期終了			
区分						猶予	小計	一般	遡及	
全体	計	924 (469)	760	22 (9)	2	32(2)	108 (458)	17 (427)	91 (31)	
	2008年	188 (2)	186	1(1)	_	1(-)	- (1)	- (1)	- (-)	
	2009年	347 (107)	329	12 (5)	_	5(-)	1 (102)	1 (102)	- (-)	
	2010年	389 (360)	245	9(3)	2	26(2)	107 (355)	16 (324)	91 (31)	
性暴力 犯 罪	小 計	753 (461)	592	19(8)	2	32(2)	108 (451)	17 (420)	91 (31)	
	2008年	188 (2)	186	1(1)	_	1(-)	- (1)	- (1)	- (-)	
	2009年	347 (107)	329	12 (5)	-	5(-)	1 (102)	1 (102)	- (-)	
	2010年	218 (352)	77	6(2)	2	26(2)	107 (348)	16 (317)	91 (31)	
未成年者	小 計	- (5)	-	-(-)	_	-(-)	- (5)	- (5)	- (-)	
対象誘拐 犯 罪	2009年	- (-)	-	-(-)	-	-(-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	2010年	- (5)	_	-(-)	_	-(-)	- (5)	- (5)	- (-)	
殺	小 計	171 (3)	168	3(1)	_	-(-)	- (2)	- (2)	- (-)	
	2010年	171 (3)	168	3(1)	_	-(-)	- (2)	- (2)	- (-)	

(単位:人)

- 注 1 電子装置装着命令及び刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視を含めた数値である。
  - 2 「仮終了」は治療監護処分の仮終了を、「仮出所」は保護監護処分の仮出所を示す。
  - 3 ( ) 内は、装着命令宣告等がなされたが、執行が開始されていない者の人員であり、外数である。
  - 4 2010年は、12月15日までの数値である。

全執行人員924人中,仮釈放者に対する電子監視が760人と82%を占めている。一方,装着命令の対象者の多くは,施行後間もないため,受刑中である者が多いことから,刑期を終了し執行された人員は17人と少ないが,開始前は427人と多くなっている。また,遡及適用の合憲性については,憲法裁判所で係争中であるが,執行人員は91人となっている。

罪名別の執行人員及び開始前人員の累計は、性暴力犯罪がそれぞれ753人と461人、未成年者対象誘拐罪が0人と5人、殺人犯罪が171人と3人になっている。2009年に開始された未成年者対象誘拐罪はいまだ少数にとどまっているが、2010年に開始されたばかりの殺人犯罪は、仮釈放者に対するものがほとんどであるが、既にかなりの人数に上っている。

次に、2010年12月15現在、電子監視を執行中の人員は、次頁の7-8-2表のとおりである。

## 7-8-2表 電子監視現在人員

(2010年12月15日現在)

区分		計	仮釈放	仮終了	仮出所	執行	刑期終了		
						猶予	小計	一般	遡及
総計	計	323	169	18	1	28	107	16	91
	性暴力犯罪	168	17	15	1	28	107	16	91
	未成年者対象誘拐犯罪	l	_	ı	ı	1	l	1	1
	殺人犯罪	155	152	3	_	-	-	-	-
監督進行	計	302	168	15	_	28	91	12	79
	性暴力犯罪	149	17	13	_	28	91	12	79
	未成年者対象誘拐犯罪	-	_	-	_	-	-	-	-
	殺人犯罪	153	151	2	_	_	_	-	-
監督中止	計	21	1	3	1	1	16	4	12
	性暴力犯罪	19	_	2	1	-	16	4	12
	未并有対象誘拐U罪		_	-	_	_		_	
	殺人犯罪	2	1	1	ı	1	ı		1

(単位:人)

執行中の人員323人中,性暴力犯罪が168人,殺人犯罪が155人とほぼ同数となっている。一方,未成年者対象誘拐犯罪は0人である。仮釈放者に対する電子監視が169人と多数を占めており,執行猶予者28人,刑期終了者(一般)16人となっている。

#### 第9 位置情報確認制度の評価

#### 1 導入による効果

法務部によると、電子監視に期待される効果として、次の事項を挙げている<sup>57</sup>。

① 国民の不安感を軽減する。

GPSによる電子監視システムは、犯罪抑止の効果的な手段であり、危険な犯罪者に対する国民の不安感を軽減することが期待される。

さらに、電子装置装着命令と同時に課せられる外出禁止、立入禁止等の遵守事項によって、 被害者の保護が強化される。

② 再犯を抑止する。

24時間の監視体制により、犯罪者が犯罪を重ねることを抑止する。また、犯罪者が外出禁止、 立入禁止等の遵守事項を守っているかを常に確認することで、再び犯罪を犯す可能性が減少 すると考えられる。

なお、遵守事項違反については、迅速かつ厳重な刑罰を科すこととしている。 ちなみに、現時点で同種再犯を犯した者は3名のみであるという。

③ 刑事訴訟の有効性を向上させる。

注 1 電子装置装着命令及び刑罰の執行等における付随的措置としての電子監視を含めた数値である。

<sup>2 「</sup>仮終了」は治療監護処分の仮終了を、「仮出所」は保護監護処分の仮出所を示す。

<sup>57</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取り及び資料による。

被装着者が電子監視中に新たな犯罪を行った場合、受信資料を利用することで、犯罪者を 迅速に検挙でき、また、より効果的な立証が実現できる。

### 2 世論8

電子監視については、次のとおり、2009年9月、2010年9月、同年10月に世論調査が実施されているが、いずれの結果をみても、世論は積極支持である。また、学者や裁判所も賛成が多数であるという。

# (1) 2009年9月世論調査

調査期間:2009年9月8日~9日 対象・規模:全国19歳以上の成人男女1,000名

調査方法:電話アンケート 標本誤差: ±3.1% (95%信頼水準)

調查結果

・性暴力犯罪に対して電子監視制度を引き続き施行するべきだ 95.9%

・殺人犯罪や強盗犯罪に対しても電子ブレスレットを拡大するべきだ 87.1%

・懲役刑の重犯罪者に対し、刑期終了後、保護観察制度を導入するべきだ 88.1%

・夜間外出禁止犯罪者に対して電子ブレスレットを装着するべきだ 76.0% いずれの項目も高い割合を示しており、電子監視に対する高い信頼を示している。

### (2) 2010年9月の世論調査

調査期間:2010年9月29日~30日 対象・規模:全国19歳以上の成人男女1,000名

調査方法:電話アンケート 標本誤差: ±3.1% (95%信頼水準)

調査結果

・電子監視制度を知っている88.6%

・電子監視は再犯抑止効果がある 75.8%

電子監視に対して高い認知度を示しており、多くの者が再犯抑止に効果があると考えている。

#### (3) 2010年10月の世論調査

調査実施日:2010年10月12日 対象・規模:全国の19歳以上の成人男女500名

調査方法:電話アンケート 標本誤差: ±4.4% (95%信頼水準)

調查結果

・性犯罪予防のために電子監視の遡及適用に賛成 88.2%

・憲法に違背し二重処罰なので遡及適用に反対 10.4%

知らない、無応答1.4%

遡及適用についても、9割近くの者が賛成しており、推進意見が圧倒的に多かった。

58 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取り及び資料による。

## 第10 今後の展望59

#### ① 対象者の拡大

対象者の拡大については、再犯抑止に電子監視が効果的であると考えられる「強盗」を適 用対象にする準備を進めているところであるという。

#### ② 新たな刑事司法分野への導入可能性

例えば、刑務所の被収容者に対する電子監視を利用した週末拘禁制度の導入の可否などに ついては、今後の課題としており、まだ検討されていない。また、短期拘禁刑に代えて電子 監視に付してはどうかとの意見もあるが、まだ具体的な動きはないとのことである。

#### 第11 その他の施策との関連

韓国においては、最近になって、性暴力犯罪等に対して、様々な施策が総合的に講じられており、電子監視もその一環として捉えられている。以下、電子監視以外の様々な施策の概要と電子監視との関連について紹介する。

### 1 外出制限命令の音声認証による監督システム∞

### (1) 概要

保護観察付執行猶予や仮釈放後の保護観察に付した際に、特別遵守事項として外出制限命令を課した場合に、それを確認するための音声認証による監督システムである。このシステムは、あらかじめ対象者の声をコンピュータに録音しておき、所定の時間にコンピュータが無作為に対象者の住居に電話を掛け、声紋分析等で対象者の在宅確認を行うものである。

2003年から2004年にかけて試験実施し、2005年から全国の保護観察所で実施されている。対象者は、ほとんどが少年の窃盗・暴力事犯者であり、再犯率が半分になったとされる。

ただし、実際の運用場面では、翌日に保護観察官がデータをチェックする際、エラーが多い場合(例えば家族が電話に出ると声紋エラーとなる。)など、原因を確認する作業に手間が掛かるという。

なお,2010年12月14日現在,少年を中心に155人に対して同システムを実施しているとのことであった。

#### (2) 電子監視との関係

外出制限命令音声監督システムについて、性暴力犯罪者等にまで拡大実施していく動きはなく、性暴力犯罪者等には電子監視を適用する方針であるとのことである。

<sup>59</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

<sup>60</sup> ソウル保護観察所での聞き取り、太田達也(2009)「性犯罪者の釈放と電子監視ー韓国における電子監視制度の分析を中心として一」、慶応義塾大学法学研究第82巻第1号279頁、安成訓(2009)「韓国刑事司法における性犯罪者電子監視制度(その1)」、法学研究論集第30号13頁

## 2 治療監護61

### (1) 概要

治療監護とは、治療監護法に基づき、精神障害、薬物依存、アルコール依存のある犯罪者で再犯のおそれがある者を治療し社会に復帰させることを目的として、治療監護所に収容・保護して治療を行う保安処分である<sup>©</sup>。

2008年6月13日に同法が改正され、小児性し好症、性的虐待症などの性的な性癖で禁錮以上の刑に当たる性暴力犯罪を犯した者も治療監護の対象とされた(最長15年)。現在、これらの者に対して、薬物治療や認知行動療法に基づく治療等を行っている。さらに、出所後の保護観察期間が3年から5年(裁判所の許可があれば最長10年)に延長された。

現在、性暴力犯罪者の治療リハビリセンター(200病床)を建設中である。

本刑の刑執行前に治療監護所で治療を受け、残余刑期だけ服役する代替主義執行方式を採用している(例えば、裁判で懲役3年、その間治療監護と宣告された場合、治療監護を1年で終了したとすると、残りの2年を受刑する。)。

治療監護所における2010年12月15日現在の収容人員(899人)の罪名別の内訳は、殺人299人(全体の33.3%)、強姦132人(同14.7%)、麻薬類68人(同7.6%)、強盗56人(同6.2%)、放火56人(同6.2%)、その他288人(同32.0%)であり、同じく病名別の内訳は、統合失調症358人(同39.8%)アルコール依存症131人(同14.6%)、知的障害102人(11.3%)、麻薬その他薬物中毒67人(7.5%)、躁鬱病66人(7.3%)である。このほか、鑑定のため56人を収容していた。

#### (2) 電子監視との関係

治療監護処分を請求するのは、電子監視と同じく検事である。特定犯罪の裁判時、電子監視を請求するか、治療監護を請求するかの境界事例もある(併科もできる。)。例えば、保護観察所へ調査依頼したところ、精神疾患を疑われた場合には、治療監護所へ精神鑑定を依頼し、その結果を見て、電子監視と治療監護のどちらを請求するか検討することになるが、精神面での問題があるとされた場合は、治療監護を優先させることにしているという。なお、現在まで、治療監護と電子監視の両方が宣告されたケースはまだないという<sup>63</sup>。

## 3 性犯罪者の身元情報に対する「インターネット閲覧」

#### (1) 概要

従来,「青少年の性保護に関する法律」により,性犯罪者の身元情報を閲覧する制度があったが,児童保護者,教育機関関係者だけが管轄警察署を訪問して閲覧するものであり,利用実績が低く,制度の実効性が問われていたところ<sup>64</sup>,2010年6月の関連法案可決を受け,2010

<sup>61</sup> 治療監護所での聞き取り及び資料による。

<sup>62</sup> 治療監護所は、精神障害等に対する調査研究を実施しているほか、裁判所、検察、警察から依頼された者に対する精神鑑定も実施している。

<sup>63</sup> ソウル中央地方検察庁での聞き取りによる。

<sup>64</sup> 李東薫(2008)「韓国の性犯罪前歴者対策について-法制及びその運用状況を中心に-」,2008年9月10日警察政策フォーラム資料9頁以下,白井京(2007)「韓国における性犯罪者の再犯防止対策-情報公開と位置追跡電子装置-」外国の立法,国立国会図書館調査及び立法考査局200頁以下

年7月26日から、児童・青少年対象性犯罪者のうち、裁判所から身元公開命令を宣告された者に対して、インターネットを通じて、身元情報が一定期間公開されることとなり、そのためのシステムが開発された。これによって、20歳以上の成人ならば誰でも専用公開サイト「性犯罪者おしらせe」を見れば、成人認証を経た後、性犯罪者の居住地を地図上に表示し、更に、顔写真、氏名、年齢、身長、体重等の基本情報、犯罪歴の要約、住民登録上の住所と実際の居住地などの身元情報を表示することができる。ただし、サイト内での閲覧は可能であるが、当該情報を外部に公開する行為は禁止されている。なお、受刑中の性犯罪者は、刑が終了すれば公開される。

## (2) 電子監視との関係

性暴力犯罪により装着命令がなされた者は、ほぼすべての者が身元情報のインターネット 閲覧の対象になるとのことである<sup>66</sup>。

## 4 DNA身元確認情報の利用及び保護に関する法律®

#### (1) 概要

2006年に法案が提出されたが、人権侵害への憂慮等から廃案になっていたところ、2008年12月に発生したいわゆるチョ・ドゥスン事件『に世論の怒りが沸騰し、国に対して犯罪予防のための強硬な対策が求められる中、再度法案が提出されて、2009年12月29日可決され、2010年7月26日から施行された。

DNA型情報の収集,利用及び保護に必要な事項を定めることによって犯罪捜査や犯罪予防に貢献し、国民の権利を保護することを目的とし、適用犯罪は、再犯の可能性が高く、又は凶悪犯罪に発展する可能性が高い殺人、強盗、強姦、略取誘拐等の11の犯罪に限定される。

受刑者や被疑者からDNAを採取する際は、口腔粘膜からの採取など対象者の身体や名誉への侵害を最小化する方法を用いるよう義務付けられており、採取には法院の令状が必要であるが、本人が同意すれば令状なしでも採取できる。DNA型データベースは2種類あり、その管理主体は検察と警察である。DNA型データベース担当者は、新しい情報を収録するとき、犯罪捜査のために検事又は司法警察官が要請したとき、裁判所が刑事裁判において事実照会をしたときなどに限ってデータベースを検索し、又はその結果を回答することができる。

#### (2) 電子監視との関係

電子監視と対象犯罪が重複しているため、両方の対象となることはあり得る。

<sup>65</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

<sup>66</sup> 白井京 (2010) 「韓国におけるDNA身元確認情報データベース法の制定」,外国の立法,国立国会図書館調査及び立法

<sup>67</sup> ソウル近郊の京畿道安山市で酒に酔った57歳の性犯罪前科者が小学校1年生の女児に性的暴力を加え、身体に回復不能の障害を負わせた事件。犯人のチョ・ドゥスンに対し、大法院が下した判決は懲役12年であったが、余りにも刑が軽いのではないかと疑問が呈され、より厳格な処罰と再犯防止策を求める世論が高まった。

## 5 性暴力犯罪者性衝動薬物治療®

### (1) 概要

当初,2008年9月に提出された法案は,別名「化学的去勢法」とも呼ばれ,身体に直接影響を与えるため,人権侵害のおそれが指摘され,成立の見込みが立たない状況が続いていたところ,2010年6月7日,小学2年生の女子児童が小学校から拉致されて性的暴行を受ける事件が発生し,社会に大きな衝撃を与え,これを契機に,性欲を抑制できない者には,薬物治療と心理療法で制御するしかないとの意見が出され,修正法案である「性暴力犯罪者性衝動薬物治療法」が同年6月29日異例のスピードで可決され,同年7月23日に公布,2011年7月24日施行された。

対象者は、16歳未満の者を対象とした性犯罪者(19歳以上)のうち、「性倒錯症患者」で再犯の危険があると認定された者であり、検事が請求し(精神科専門医の診断や鑑定が必要)、裁判所は、請求に理由があると認めるときは、15年を上限として治療期間を定め、判決で薬物治療命令を宣告しなければならない。また、同命令を受けなかった受刑者でも、仮釈放の要件を備えている場合は、本人の同意に基づいて、検事が薬物治療命令を請求することができる。

検事の指揮を受け、保護観察官が執行する。治療命令を受けた者は、治療期間中、保護観察官の指示に従い、誠実に薬物治療に応じ、定期的にホルモン数値の検査を受け、心理療法プログラムを履行することが義務付けられる。6か月ごとに可能な仮解除の申請により、薬物治療が中断されることもあるが、合算して15年を超過しない範囲で治療期間が延長されることもある。治療効果を害する行為には罰則が科される。

なお、今後、人権問題を巡って議論を巻き起こすことも考えられる。

#### (2)電子監視との関係

電子監視,性衝動薬物治療ともに,請求権者は検事であるが,現在,電子装置装着と薬物治療との選択の方法等について,議論がなされているところである。なお,性暴力犯罪者について,電子監視と性衝動薬物治療の両方が宣告されることもあると思われる<sup>69</sup>。

## 6 その他

教導所 (刑務所) においても, 性犯罪者集中治療センターを順次設置していく予定であり, 現在, 大学教授や職員がタスクチームを構成して, より充実した性犯罪者プログラムを開発中であるとのことである<sup>70</sup>。

### おわりに

韓国においては、性暴力による重大事犯が度々発生したことから、世論の高まりもあって、

<sup>68</sup> 藤原夏人(2010)「【韓国】性暴力犯罪者性衝動薬物治療法の成立」、外国の立法、国立国会図書館調査及び立法考査局

<sup>69</sup> 法務部犯罪予防政策局保護法制課での聞き取りによる。

<sup>70</sup> 永登浦教導所での聞き取り及び資料による。

2008年に電子監視が開始されて以降,毎年法改正され,対象犯罪の追加,要件の緩和,装着期間の延長等がなされている。韓国の電子監視の方式は,24時間行動追跡型であり,電子ブレスレットを常時装着すること,電子監視の対象を殺人犯罪等にまで拡大し,最長45年(プラス1年延長可能)と装着期間が長期にわたることを考慮すると,現在,世界で最も強力かつ強硬な制度の一つであるといえる。

さらには、性暴力犯罪に限らず、他の重大犯罪を含めて、様々な施策が矢継ぎ早になされており、まさに、総合的な犯罪対策に取り組んでいるという状況である。

ただし、これらの対策は、いずれも始まって間もなく、実施状況の把握や効果の検証等は これからという段階であった。

韓国においては、立法が早く、制度化して実施に移した後、問題点があればその都度改善している状況にあること、また、電子監視を含め、保安処分として実施している対策も多いことなど、日本の状況とはかなりの違いがあるが、韓国における諸対策の今後の推移は、我が国における再犯防止対策を検討する上でも参考になるものと思われ、引き続き注目していく必要があると思われる。

最後に、本稿を執筆するに当たって、多大な御協力をいただいた慶応義塾大学太田達也教 授に厚く御礼申し上げたい。

## 引用·参考文献

- 安成訓(2009)「韓国刑事司法における性犯罪者電子監視制度(その1)」,法学研究論集,第30号, 9 頁以下,13 頁以下
- 宇戸午朗(2010) 「大韓民国における保護観察制度」, 更生保護と犯罪予防, No.152
- 太田達也(2009)「韓国の性犯罪者電子監視法(翻訳)」,法学研究,第82巻第4号
- 太田達也(2010)「韓国の新しい犯罪者電子監視法(翻訳)」、法学研究、第83巻第6号
- 太田達也 (2009) 「性犯罪者の釈放と電子監視ー韓国における電子監視制度の分析を中心としてー」, 慶応義塾大学法学研究第82巻第1号, 233, 279頁
- 太田達也(2010)「殺人犯の電子監視」,罪と罰,第47巻3号,72~74頁
- 小名木明宏(2010)「仮釈放者に対する電子監視システムによるアフターケアの整備に関する法的問題についての研究」
- 川出敏裕(2008) 「電子監視」, ジュリスト, 1358号
- 高翔龍(2007)「韓国法」,信山社
- 呉英根(1989)「韓国における犯罪者の社会内処遇」,犯罪社会学研究,第14号
- 白井京(2007)「韓国における性犯罪者の再犯防止対策-情報公開と位置追跡電子装置-」外国の立 法,国立国会図書館調査及び立法考査局,200頁以下
- 白井京(2009) 「再犯防止のためのGPS監視に対する評価と対象範囲の拡大」,外国の立法,国立 国会図書館調査及び立法考査局
- 白井京(2010)「韓国におけるDNA身元確認情報データベース法の制定」,外国の立法,国立国会図書館調査及び立法考査局
- 藤原夏人(2010)「【韓国】性暴力犯罪者性衝動薬物治療法の成立」,外国の立法,国立国会図書館 調査及び立法考査局
- 吉垣実(2008)「韓国の司法制度について」、大阪経大論集第59巻第4号、61頁以下
- 李銀模(2009) 「捜査手続に関する韓国の改正刑事訴訟法の争点及び課題-日本の刑事訴訟法との比較を中心に-」,関西大学法務研究科講演会,64頁
- 李東薫 (2008) 「韓国の性犯罪前歴者対策について-法制及びその運用状況を中心に-」, 2008年9 月10日警察政策フォーラム資料, 9頁以下
- 法務総合研究所(2010)「平成22年版犯罪白書」、法務総合研究所
- 法務省保護局(2004) 「諸外国の更生保護制度(6)大韓民国の更生保護」,平成16年3月保護資料 第32号
- Legal Research & Training Institute Ministry of Justice Republic of Korea (2009)

  The White Paper on Crime

# 〈関連インターネットサイト〉

外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/

韓国法務部ホームページ http://www.moj.go.kr/

韓国法令検索サイト http://www.law.go.kr/